

# 再び日本の安全保障を考える

## [ 目次 ]

### I 安全保障を考える視点

### II 安全保障をめぐる主な論点

- (1) 武力保持による武力紛争抑止の可能性
- (2) 核抑止力の有効性と核保有禁止への取組み
- (3) 憲法九条の解釈と改正
- (4) 日米安全保障条約のあるべき姿
- (5) 安全保障のための地域組織の設立
- (6) 経済安全保障の強化
- (7) 情報の収集・分析・統合・活用の高度化
- (8) 先の大戦に対するわが国自体の検証と総括
- (9) 防衛意識の涵養

### III 安全保障をめぐる環境の変化

### IV 周辺国との向き合い方

- 1 力で領土・領海を強奪し、世界の覇権大国をめざす中国との向き合い方
  - (1) 台頭する中国とその強圧的な行動の活発化
  - (2) 中国による台湾武力統一の可能性
  - (3) 尖閣諸島をかすめ取ろうとする中国の思惑
- 2 かつての勢力圏取り戻しを画策するロシアとの向き合い方
- 3 竹島を実効支配する韓国との向き合い方
- 4 貧困の中で軍事大国化をめざす北朝鮮との向き合い方

## [ 要 約 ]

### I 安全保障を考える視点

- ① 主権国家が並存している中で、国連による集団安全保障が機能していない現状では、自国の安全保障は自らの意思と実力で確保するしかない。国連憲章は加盟国による武力行使を否定しているが、国連による集団安全措施としての武力行使が行われないとすれば、加盟国は、国連が認める個別的・集団的自衛権を行使する以外に自国防衛のために採りうる手段がない。
- ② 政府は、安全保障の枠組みを規定する憲法及び日米安全保障条約の解釈及び運用の範囲内で、時代の要請に応じてきた。しかし、わが国の安全保障をより一層確かなものとするためには、その再検討が必要である。

アメリカ第一主義を唱えるトランプ政権が再び登場し、同盟国との関係にも隙間風が吹きつつある中で、将来にわたりアメリカが日本防衛に本気で関与する気があるのか、疑念が生じている。世界観を異にする専制国家であり、軍事大国である中国、ロシア、北朝鮮と地政学的に対峙するわが国は、国の立ち位置と安全保障について、改めて真剣に考えなければならない状況に置かれている。
- ③ 安全保障の強度は国の総合力に依存する。安全保障を確かなものにするためには、国民の強い防衛意識と優れた能力を有する要員の確保及び国力の増強が欠かせない。急速に人口減少が進む中で、いずれ徴兵制度を採らなければならない時期が来ると考えておくべきである。
- ④ 安全保障は自前の武器で確保することを基本とすべきである。そのためには、最新・最先端の装備を支える生産基盤・生産体制の整備と海外市場の確保が不可欠である。要員確保の観点からも、武器などの装備の無人化・省力化・高度化が必須である。

### II 安全保障をめぐる主な論点

#### (1) 武力保持による武力紛争抑止の可能性

- ① 現状では、武力を保持せず、外交交渉だけで武力紛争を抑止することは難しい。力がなければ、話し合いで自らの主張を相手国に受け入れさせることはできない。しかし、武力保持に歯止めをかける有効な手段がないため、各国がひとたび武力を保持すると、軍拡競争が起これ、それが武力紛争を引き起こす要因になる可能性がある。
- ② 武力紛争を抑止するには、国際世論の喚起、実効性のある制裁措置の実施、戦争犯罪の断罪の徹底、以外に考えられる打つ手はないのではないかと。国民の声が政権運営に反映される民主主義体制への移行と最高指導者の任期の制限が望ましいが、残念ながらそれを実現する手立てがない。

## (2) 核抑止力の有効性と核保有禁止への取組み

- ① 核の抑止力が第三次世界大戦を未然に防止してきたと言われている。しかし、核には通常兵器の使用を抑止する効果がなく、かえって核保有国に通常兵器の使用を促す側面がある。
- ② 核拡散と核使用のおそれは今も続いている。唯一の被爆国であるわが国は、核兵器廃絶に向けて、核保有国に対する核保有削減計画の作成の義務づけ、IAEAによる実施状況の査察、計画未達に応じた巨額の制裁金の賦課と制裁措置、などのルールの確立をめざして世界をリードすべきである。
- ③ 果たしてアメリカの核の傘は有効か疑念がある。一方、アメリカとの間で核を共有することは現実的ではない。核の傘への依存心を捨て、核の傘以外の実効性がある核抑止策を編み出すべきである（それは、現状では核廃絶に向けた段階的な削減措置しかないかもしれないが---

## (3) 憲法九条の解釈と改正

- ① わが国は国連による集団安全保障措置としての軍事行動には憲法上参加できないとしているほか、個別的・集団的自衛権の行使及びPKO活動における武力行使についても一定の制約を課し、武力行使ができる場合を限定している。国連憲章が認める武力行使と戦力保持は現行憲法九条の解釈上どこまで可能か、あるいは憲法九条の改正が必要か、その是非を検討すべきである。
- ② わが国は、在外自国民の保護・救出は国家の利益の侵害には当たらないと解している。しかし領域国の同意が得られず、重大・窮迫の侵害があり、他に救済の手段がない場合には、自国民の生命が危険に瀕することは国家利益の重大な侵害にあたり、また在外自国民には外交保護権が認められていることなどを理由として、領域国の同意がなくても自国民を保護・救出することは憲法上も認められると解すべきである。
- ③ 武力攻撃に至らない侵害が行われ、警察権では対処できない潜没航行潜水艦の国外退去、外国人の離島上陸や原発襲撃を排除するための必要最小限度の武力の行使は、憲法上容認されると解すべきである。

## (4) 日米安全保障条約のあるべき姿

- ① 日米同盟は、わが国の安全保障を確保するうえで他に選択の余地がない手段であり、安全保障確保の基盤である。しかし、いつまでそれに国の存続を依存していることができるのか、常に根本に立ち返って問い直し続ける必要がある。
- ② 日米安全保障条約は、他に類例のない片務・非対称条約であり、それがアメリカ側に潜在的な不満をもたらし、またわが国をアメリカに従属させ、弱体化させる要因になっている。
- ③ これまで政府が行ってきた憲法九条制約下での安全保障確保措置の運用改善努力には限界がある。アメリカへの従属から脱して真の独立を果たし、長期衰退過程の真つただ

中にある日本を再興するためには、日米安全保障条約を対等な双務条約に改めるしかない。米軍駐留経費と日米地位協定の不当性を解消するためにも、それは必須である。

#### (5) 安全保障のための地域組織の設立

国連が機能不全に陥っている中で、地域単位の集団安全保障機構の重要性が高まっている。アジアの実情に即した地域の集団安全保障体制の構築が必要である。

#### (6) 経済安全保障の強化

- ① 安全保障を確かなものとするためには、規制強化による負の影響の跳ね返りを考慮しても、外国政府及び外国企業による不公正な経済活動を規制する必要がある。
- ② 非常時における食料自給率を最大限引き上げる工夫と努力が必要である。
- ③ 再生可能エネルギーの開発に全力で取り組むとともに、安全性の確保を第一に原発を活用して、自前のエネルギーを最大限確保すべきである。
- ④ 外国資本による土地・建物の取得・利用規制を一段と強化すべきである。

#### (7) 情報の収集・分析・統合・活用の高度化

情報を軽視すれば必ず負ける。IT 技術の革新に伴い情報の重要性が格段に高まっている今日、情報インテリジェンスを強化することは緊急の課題である。

#### (8) 先の大戦に対するわが国自体の検証と総括

手痛い敗戦の教訓を活かすためにも、わが国自身の手による先の大戦の検証と総括は不可欠である。

#### (9) 防衛意識の涵養

国の安全は自力で守るしかないのが国際社会の現実であり、それを支えるのは国民の防衛意識である。わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で国の安全を確かなものとするためには、法制度を整備し、予算を確保して防衛力を強化する必要があるが、そのためには国民の防衛意識を高めることが何より重要である。

### Ⅲ 安全保障をめぐる環境の変化

- ① 武力衝突の多発と、進む国際社会の流動化
- ② 台頭する中国の力による現状変更の動きの活発化
- ③ 核使用リスクの高まり
- ④ 新領域・新技術の発展に伴う新たな脅威の拡大

### Ⅳ 周辺国との向き合い方

#### 1 力で領土・領海を強奪し、世界の覇権大国をめざす中国との向き合い方

## (1) 台頭する中国とその強圧的な行動の活発化

- ① 近年中国は、南シナ海・東シナ海における領域拡大、台湾に対する軍事圧力の強化、ウイグル族・チベット族に対する人権蹂躪、国際ルール・国際秩序書換えの動きの加速など、強圧的な行動を活発化させている。

このような中国の動きを受けてアメリカをはじめ西側諸国は、これまでの宥和策から規制強化策へと対中政策を転換した。
- ② 果たして中国が国際公共財を供給する世界の覇権大国の地位を占めるか、疑わしい。また、中国が世界の軍事大国となるか、定かではない。
- ③ 中国経済の帰趨を慎重に見極めつつ、アメリカ、欧州、日本は結束して人類普遍の価値に基づく社会体制の崩壊を回避しなければならない。トランプ政権のアメリカ第一主義が世界を分断し、その間隙をぬって中国が勢力を拡大させる可能性が高まっていることは懸念材料である。また、西側諸国をはじめ世界の多くの国がすでに中国との間で経済の相互依存関係にあるため、政治・軍事面では競争しつつも、経済・環境面では協力していく必要がある。

## (2) 中国による台湾武力統一の可能性

- ① 中国は台湾の武力統一を否定していない。一方、台湾の中国への帰属は台湾住民の総意により平和裏に行われるべきであり、武力併合は認められないというのが日米両政府の立場である。
- ② 台湾の存亡は、自由主義、民主主義を標榜する西側諸国にとって死活的に重要な意味をもっている。台湾の中国への武力併合は、米中の立場が逆転する歴史的なエポックとなる可能性がある。しかし、果たしてアメリカ第一主義を掲げるトランプ政権のアメリカが、本気で台湾防衛に関与する気があるのか、疑念が生じている。そもそもアメリカは台湾に対して「曖昧政策」を採っており、中国が武力侵攻した場合に軍事行動に出るか否か必ずしも定かでない。
- ③ 中国による武力攻撃が行われ、アメリカがこれに応じれば、日本が巻き込まれることは必至である。

国際社会のルールを無視して自らの意思を貫こうとする中国の思惑を打ち砕くためには、武力による台湾併合を強行すれば、自らが被る被害・損失は耐え難いほど大きなものになることを具体的に示す以外にない。中国が武力行使に踏み切る兆候が見えた瞬間台湾は独立を宣言し、日米両国は直ちにこれを承認して台湾を独立国家として対応するつもりであることを予め中国に伝達すべきである。

## (3) 尖閣諸島をかすめ取ろうとする中国の思惑

- ① 尖閣諸島に対する中国の領有権主張には歴史的な根拠がない。石油利権に目が眩んで一方的に主張しているにすぎない。
- ② 尖閣諸島の領有権はわが国にあることをアメリカ政府が明言するように、最大限の努

力を傾注すべきである。

- ③ 中国が最も早い段階で尖閣諸島に対する武力行使に踏み切る可能性があるのは、台湾有事の際である。大量の漁船が尖閣諸島に押しかけて同諸島を占拠すると、日中の立場が逆転するおそれがある。初動対応が結果に直結する。

尖閣諸島を武力で中国にかすめ取られることは、単に東シナ海の小島を失うだけでなく、漁業権及び地下資源（石油）や広大な海域の領有権を失うことになる。さらに尖閣諸島の強奪を奇貨として、南西諸島、沖縄本島、奄美群島へと触手を伸ばしてくるおそれがある

- ④ アメリカは尖閣諸島には日米安全保障条約が適用されると言明している。しかし、米軍が動くか否かの判断はあくまでアメリカ政府、アメリカ国民の意思にかかっており、日米安全保障条約の適用が、即アメリカが尖閣諸島防衛に乗り出すことを意味するわけでない。
- ⑤ 日本が尖閣諸島周辺で取っている行動は、最低限ギリギリの対応にとどまっている。一方的に中国ペースで事を運ばれないようにするためには、中国を刺激しないように配慮しながら、少しずつ実効支配を強化するべきである。

## 2 かつての勢力圏取り戻しを画策するロシアとの向き合い方

ロシアとの間では未だ日露両国間の国境は確定しておらず、北方領土は今もロシアによる不法占領が続いている。

政治的な主義主張を後退させ、経済的な実利の獲得を優先するトランプ政権は、ロシアに接近する姿勢を強めている。しかし、ロシア国内の政治・経済・社会体制がリベラルなものに転換するときは来るまでは、安易に経済交流を再開してロシアの勢力拡大に手を貸すような愚は避けるべきである（仮に中国を抑えるために、あえてロシアと手を組む意図があるとしても）。西側諸国が一致協力してかつての封じ込め政策を再び実施し、ロシアの体制転換を内部から促すことに全力を挙げるべきである。

## 3 竹島を実効支配する韓国との向き合い方

竹島の領有権に対する韓国の主張には何の根拠もなく、同島は不法占拠されている。しかし、日本の主張を押し通そうとすれば、取りうる手段は武力行使以外にない。

ここは隠忍自重して、韓国が新たな行動に出た場合には間髪を入れず厳重に抗議するとともに、長期戦を覚悟のうえで粘り強く領有権を取り戻す努力を積み重ねるしかない。

## 4 貧困の中で軍事大国化をめざす北朝鮮との向き合い方

現在の不安定で危険な状況が継続することはやむを得ないと諦めて、制裁逃れの抜け道を極力塞ぎつつ、北朝鮮が軍事力で韓国に突然攻め込むことがないように米韓が力を誇示してその意思をくじき、抑え込む以外に当面取りうる道はない。

万一朝鮮半島有事の事態に直面した場合には、直ちにわが国も紛争・戦争に巻き込ま

れることを覚悟する必要がある。その場合、わが国自体が北朝鮮の核・ミサイルの攻撃対象になることは必至であり、それを前提に防衛策を練る必要がある。

## [ 本文 ]

### I 安全保障を考える視点

#### ① 安全保障は自力で確保するしかない

現下の国際社会は、領域内の強制力を独占する 200 近い主権国家が並存する多元社会である。国家間の交渉は最終的には「力」で決着するしかなく、国の安全は自らの「意思」と「実力」で守るしかない。

歴史上例を見ない悲惨な結果をもたらした二度の世界大戦を経て、国際連盟の失敗を繰り返さないとの反省のうえに、世界平和の実現を主たる目的として設立された国際連合は、構成国における武力行使による紛争解決を否定し、国連自らが武力による集団安全保障措置を講じることを基本としている。ただし、それが有効に機能するまでの間は、構成国に対して個別的・集団的自衛権を行使することを認めている。

しかし、国連軍は編成されておらず、常任理事国間の路線対立から拒否権が乱発され、安保理決議の多くが成立しない結果、国連は武力紛争解決のための有効な手立てを講じることができず、機能不全に陥っている。国連の抜本改革が急がれるが、常任理事国の拒否権に阻まれてそれもできない状況である。

そのような中で、国の存立・安全と国民の生命・財産を守るためには、いずれの国も国連憲章で認められている個別的・集団的自衛権を効果的にフル活用することによって自らの安全を確保するしかない。それが国際社会の現実である。

#### ② 安全保障の枠組みを規定する憲法及び日米安全保障条約の再検討が必要

わが国の安全保障の枠組みを規定しているのは憲法と日米安全保障条約である。

日本の非軍事化をめざすアメリカ政府の意向に沿って GHQ が起草した戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認を定める憲法九条は、東京、大阪をはじめ多くの主要都市が焼土と化し、300 万余の貴い同胞の命が奪われ、二度の原爆投下に見舞われた末に無条件降伏に至った失意の日本人の心に響き、今もしっかり根付いている。その結果、戦後 80 年が経過し、わが国を取り巻く国際情勢が大きく変化して安全保障環境が一段と厳しさを増す中でも、憲法及び日米安全保障条約を今日の時代に適合したものに改めようという声や動きが、一向に広がらない状況が続いている。国際社会の現状を冷静に見極め、わが国の存立を確たるものにするためには何が必要か、どうしなければならないか。今ほど国民が認識を改め、強い自立意識を持って、国の存立が脅かされる事態を未然に防がなければならないときはない。

この間政府は、憲法解釈の範囲内での政策変更と日米安全保障条約の運用見直しとで日本に対する国内外の要請や批判に対応してきた。しかし、果たしてそれで事足りるのか。日本の安全保障に万全を期すうえで不十分な点はないのか。改めて真剣に検討する必要がある。アメリカ第一主義を唱えるトランプ政権が再び登場し、同盟国との関係にも隙間風が吹きつつある中で、将来にわたりアメリカが日本防衛に本気で関与する気があるのか、疑念が

生じている。中国、ロシア、北朝鮮と国境を接するわが国は、国の立ち位置と防衛について、改めて真剣に考えなければならない状況に置かれている。具体的なことはⅡ(3)、(4)で論じる。

### ③ 安全保障の強度は国の総合力に依存する

安全保障は軍事力を増強すれば、それで事足りるわけではない。安全保障の強度はその国の総合力に依存する。安全保障を強化するためには、国民の強い防衛意識及び優れた能力を有する要員の確保と国力の増強が欠かせない。

そもそも軍事力を強化し維持するためには、それを支えるだけの国力（経済力、技術力、生産力、人材力、情報発信力など）が備わっていなければならない。軍事力だけを増強しても国の総合力が劣っていれば、国力が上回る相手国を打ち負かせられない。国の安全保障を確かなものにするためには、食料やエネルギーをはじめ産業と国民生活に不可欠の資源を確保し、情報の収集・分析・統合・活用に手抜かりが生じないように万全を期すとともに、国民の資質・能力の向上に努め、高度な文化・文明と科学技術を振興するなど、あらゆる面で競争力のある国家を構築する必要がある。

### ④ 自前の武器で安全保障を確保するのに不可欠な最新・最先端の装備を支える生産基盤・生産体制の整備と海外市場の確保

武器などの装備は、時代遅れの代物ではまともに相手国と戦うことができない。絶えず最新の技術を応用して性能の向上を図り続けなければならないし、装備を縦横に使いこなすだけの資質を備えた要員を育成しなければ、その性能をフルに発揮することができない。

技術革新がめざましく、次々と新しい領域（宇宙空間、サイバー空間など）が開発され、これまで存在しなかった新しい技術（無人機、GPS、センサー、電磁波、量子コンピュータなど）が生み出される今日、最先端技術への取組みの遅れが即その国の安全保障に致命的な打撃を与え、国家の存立・安全と国民の生命・財産を危険に曝しかねない。

人口減少と高齢化が進むわが国では、自衛隊員を確保することが難しくなりつつある。要員確保の観点からも、武器などの装備の無人化・省力化・高度化の推進は必須である。さらに将来的には、徴兵制を検討せざるを得ないときが必ず来る。

安全保障を強化するために保有する武器は、できる限り海外依存を縮減して自前で調達できる態勢が整備されていることが望ましい。そのためには、最先端の武器を自前で生産できるだけの技術力を具備した生産基盤・生産体制を整備する必要がある。その際、自衛隊の需要を満たすだけでは生産コストが割高になることは避けられない。政府は武器の輸出や共同開発を基本的に認めない方針を転換して、それまでの「武器輸出三原則」を改め、2014年新たに「防衛装備移転三原則」を定めた。また、限りある財源を有効に活用するためにも、マーケットを海外に拡大してコストを引き下げる必要があることから、紛争当事国や国連安保理決議義務違反及びわが国が締結した条約などに基づく義務違反に当たる場合には移

転を禁止し、武力紛争を助長しないように留意しながら移転できる場合を拡大した。今後、国を構成する基本原理を同じくする国々との間で防衛装備品・技術移転協定の締結を拡大するなど、その運用の拡充を図るべきである。

先の大戦の敗北に衝撃を受けた日本人には、ことのほか軍事を忌避する思いが強い。国の安全は非武装中立で守るべきだという、力が支配する現実の国際社会ではおよそ通用しそへうにもない楽天的な考えをする人が多く、とりわけ研究者の間でそのような傾向が強いことが、わが国の技術開発を阻害している。しかし、民間需要向けと軍事向けの技術の差異・垣根がほとんどなくなり、とりわけ基礎研究の段階では区別すること自体不可能なことを考えれば、少しでも兵器に利用される可能性があれば一切関わらないという頑<sup>かたく</sup>な態度を研究者が取り続けていれば、生活の利便性や快適性が向上しないばかりか、安全保障においても世界のレベルから大きく取り残されかねない。社会の構造と運用をすっかり改変し、社会と生活の発展をもたらしたコンピュータとインターネットは、当初軍事目的のために開発された技術であることを思い起こすべきである。

## II 安全保障をめぐる主な論点

### (1) 武力保持による武力紛争抑止の可能性

「抑止力」とは相手国側に自国侵略の意図を放棄させることを言う。また「武力保持」は、相手国を攻める前に相手国の自国攻撃意図を挫<sup>くつ</sup>くことにあるとされる。

国連に自らの安全保障を依存することがかなわない現状では、丸腰で自国の安全を確保することはできないから、いずれの国も他国から攻め込まれないだけの武力を保持しなければならないと考えるのは当然である。国際社会における武力紛争は、武力保持なしには阻止できない。

戦後長い間、わが国では戦争を忌避する国民の意識が強く、国の安全保障の確保は非武装中立によるべきだとする言説が大きな位置を占めていた。非武装中立はもしそれが現実の国際社会で通用するなら、理想的な国家の運営方針であり仕組みである。しかし非武装中立を保障する仕組みが存在しない以上、それはいつ破られるかわからない極めて不確実で不安定なものでしかない。非武装中立が破られたとき自国の存立を維持する手法・手段がないとすれば、それは夢物語にすぎない。

勝つ見込みのない戦<sup>いくさ</sup>を仕掛ける者はいない。他国を圧倒する武力を保持していれば、戦わずして相手国を説き伏せ、有利にことを運ぶことができる。しかし、保持する武力のレベルを規制するものは何もないから、常に相手国を凌ぐ武力を保持しようとする動きが出てくることは避けられない。とりわけ国家間の力関係に変化が生じると、優位な立場にある側には形勢が逆転するのではないかとの恐怖心が募り、それならやられる前に相手国を抑えつけようとする行動に出がちである。

武力保持は抑止力になりうるとしても、いつなんどき破綻して武力紛争につながるかも

しれない。武力保持によらずに武力行使を抑止することができる道があるとすれば、それは世界政府の樹立か抜本改革による国連の機能の回復・強化である。しかし、いずれの道も近い将来実現するとは考えられない。

そうだとすれば、①国際世論の喚起や②実効性のある制裁措置の実施、あるいは③(事後的措施になるが)戦争犯罪の断罪の徹底、を通じて国のトップが暴走することを食い止めるしかない。④国民の声が政権運営に反映される民主主義体制への移行と、⑤国の最高指導者の任期の限定(例えば10年以下)が望ましいことは言うまでもない。しかし残念ながら、それを実現するための有効な手立てがない。

## (2) 核抑止力の有効性と核保有禁止への取組み

### ① 核抑止力の有効性とその限界

核保有が大国間の紛争拡大に歯止めをかけ、第三次世界大戦を未然に防止してきたと言われている。かつて核使用が寸前のところまで行ったキューバ危機があったが、米ソの二大大国は、いったん核の引き金を引けば双方とも壊滅的な被害を受けることを免れない、との恐怖心から自制して踏みとどまった。

しかし核抑止力が有効だったのは、幸い事態をよい方向へと導く条件が整っていたからだとも考えられ、常にそれが有効に機能することを保障するものではない。現にウクライナ侵攻においてロシアは核の使用も辞さないことをたびたび公言してきた。ロシアに核使用を思いとどまらせるための有効な手法・手段があるかと言えば、何もないのが現状である。むしろロシアが核に手をかけないようにするために、NATO加盟国はウクライナに対する軍事支援に一定の歯止めをかけており、その結果かえって武力紛争を長引かせ、ウクライナ国民の人的被害と都市や住宅などの物的損失を拡大させてきた。

核抑止力には核保有国に核兵器使用を思いとどまらせる一定の効果があるとしても、非核兵器(通常兵器)による戦争を防止することができず、万全の戦争防止手段ではない。しかも核保有国は、核の威力を背景にその行使をちらつかせながら通常兵器による攻撃を有利に進めることができる面があることも無視できない。

### ② 核拡散の阻止と実効性がある核兵器削減措置の必要性

核保有国はアメリカ、ロシア、中国、イギリス、フランスのほかインド、パキスタン、北朝鮮、イスラエルに拡大している。イランも核開発をめざすなど、核兵器禁止条約の発効にもかかわらず、核保有が拡散するおそれは今も続いている。核抑止力には限界があり、核爆発の威力は人類を滅亡へと導くほどのすさまじいものであることを考えれば、一日も早くそのようなリスクから人類を救うために、国際社会が一致結束して真剣に取り組む必要がある。

日本被団協がノーベル平和賞を受賞したことを契機に、唯一の被爆国である日本が核廃絶に向けて世界をリードし、そのために具体的な行動を起こすべきだとの声が高まっている

る。唯一の被爆国である日本の声は、他のどの国の声よりも世界の人々の心に強く響くはずである。

わが国は核兵器廃絶に向けた決議案を毎年国連に提出しているが、自ら先頭に立って核拡散を防止し、核保有量を段階的に削減して最終的には廃絶するとともに、同時に核の先制使用の禁止をめざして行動を起こすべきである。核兵器禁止条約締結国会議へのオブザーバー参加を手始めに同条約を署名・批准するとともに、例えば一つの方法として、①新たに核保有国に対し段階的に核保有を削減する計画の作成を義務づけ、②その実施状況をIAEA（国際原子力機関）が毎年査察し、③計画通り実施されていなければ未実施の程度に応じて巨額の制裁金を課し、併せて制裁措置を講じるなどのルールの確立を、わが国としても全力で各国に働きかけるべきである。

### ③ 核の傘への依存心を捨て、核の傘以外の核抑止策を編み出すべき

安全保障をアメリカの核と軍事力に依存している日本としては、自ら進んで核廃絶に向けて行動を起こすことは難しい、というのが日本政府の立場である。しかし、このような現状に拘泥した発想を前提とする政策を採り続けている限り、事態はいつまでたっても一向に改善せず、未来永劫望ましい社会が実現することはない。現状を踏まえつつも、着実に理想に向かって前進するにはどうすればよいかとの視点に立って、採るべき政策を導き出すべきである。

ところで、果たしてアメリカの核の傘は有効か。それは幻想にすぎないのではないか。アメリカが、自らが直接核攻撃にさらされるリスクを侵してまで日本防衛のために核を使用すると考えられるか。核の傘の有効性について改めて検証が必要である。

アメリカの核の傘を実効性があるものにするためには、NATO 加盟国のドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、トルコのように日本もアメリカとの間で核を共同保有し、わが国に核兵器を配置して日本自身がそれを使用できるようにする必要がある。しかしそれは核兵器不拡散条約に反する行為であり、わが国の非核三原則（持たず、作らず、持ち込ませず）にも反する。そもそもアメリカ自身が同意し了解するか疑わしいし、国際社会の猛反発を受けることは必至であり、日本の再軍備を危惧する周辺諸国が反対の狼煙<sup>のろし</sup>を上げる可能性が高い。もとより国民の同意を得ること自体難しいのではないか。

このように考えれば、あえて核の傘への依存を表立って放棄するまでもなく、自ら核の傘への依存心を捨てて、核の傘がなくても外国からの核攻撃を抑止できる方策を全力で編み出し、実効性がある措置を確立することに全力を傾注すべきである（それは、現状では核廃絶に向けた段階的な削減措置しかないかも知れないが---）。

## (3) 憲法九条の解釈と改正

### ① 国連憲章が認める武力行使、戦力保持を可能にする憲法九条の解釈と改正の是非の検討

(a) 国連憲章は武力の行使を原則として禁止している。ただし、国連による集団安全保障措置として安保理が承認した軍事行動と、個別的・集団的自衛権の行使としての武力行使は例外的に認めている。

わが国は集団安全保障措置としての軍事行動には憲法上参加できないとの立場を採っているほか、自衛権の行使についても個別的・集団的のいずれについても一定の制約を課し、武力行使できる場合を限定している。またこれまで長い間政府は、憲法上集団的自衛権については「国際法上保有しているが、憲法上行使できない」との解釈を採ってきた。しかし、近年におけるわが国を取り巻く安全保障環境が一段と厳しさを増していることなどを考慮して2014年解釈を変更し、わが国自体が「存立危機事態」に直面した場合には、アメリカと共に集団的自衛権を行使することができることとした。

日本政府が定める解釈変更後の自衛権（個別的、集団的に関わらず）の発動としての武力行使の新三要件は、①わが国に対する武力攻撃が発生したこと、又はわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、②これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、である。

このような解釈変更は、日本自体が存立の危機に直面した場合に限り、他国（主たる相手国は同盟国のアメリカ）への武力攻撃に対してわが国が集団的自衛権を行使して参戦することを認めるものである。ただし新三要件を満たす場合は、米軍による日本基地の使用対象地域が日米安全保障条約上極東地域に限定されており、加えて集団的自衛権の行使である以上アメリカが自衛権を行使した場合に限られることもあり、実際には極めて限られるはずである。これまで個別的自衛権しか行使できないとしてきた政府としては、憲法の解釈変更によって集団的自衛権の行使を可能とするのは、せいぜいここまでが精一杯だったと思われる。しかし、果たしてこれで日米同盟が盤石だと言い切れるか。憲法改正の是非を含め、引き続き検討する必要がある。

そもそもわが国は、国連憲章が認めている個別的・集団的自衛権の行使できえ、わが国自体の判断でそれを行使できる場合を制限してきた。その背景には憲法九条の制約があったことは言うまでもないが、九条の解釈についてもこれまで限定的に解釈し、国際社会における常識とはそぐわない防衛政策をとってきたのは、先の大戦の敗北の衝撃があまりにも大きく、二度と軍事大国にはならないとの決意の下に平和国家の建設に向けて邁進すべきだとの思いが国民の間に広く浸透していたことによるものである。そのような国民の思いは今も強く残っており、それは、国を守る意識が主要国の中で最低レベルである（p24「世界価値観調査」）ことに端的に示されている。

しかし、東西冷戦は終結したとはいえ、その後の国際社会は中国の台頭、復権をめざすロシアの行動の活発化、超大国アメリカの相対的な力の衰えと再登場したトランプ政権のアメリカ第一主義など、国際社会は流動化の様相を呈している。そのような中でわが国の安全

保障をより一層確かなものとするためには、漫然と国際社会は平和だとの夢想の下にいつまでも安眠を貪ることは許されないはずである。国際社会の動向を直視すれば、わが国周辺でいつなんどき非常・緊急事態が起こっても不思議でないと認識することが大事であり、国の安全は自らの意思と実力で確保するしかないとの覚悟を持って臨む必要がある。いくら日米同盟が基軸であり、わが国の安全保障の基盤であると言っても、アメリカ第一主義の下では、どこまでアメリカが本腰を入れて日本の防衛に立ち向かおうとするのか、疑義がある。

集団的自衛権を行使できる場合をわが国自身が「存立危機事態」に直面した場合に限定しており、アメリカが他国から武力侵攻されてもわが国の自衛隊がその撃退に参加しないとしていることの是非、また、わが国が「存立危機事態」に直面する地域に場所的限定がないにもかかわらず、日米安全保障条約上米軍の基地使用を極東地域に限定していることが適当か、再検討する必要がある。そしてそのためには、併せて未だに低い国民の防衛意識を高めるための施策、例えば徴兵制の実施の是非についても、真剣に議論すべきである。

(b) PKO 活動(国連平和維持活動)についても、わが国は基本的に武力行使できないと解している。PKO への参加は、これまで、①紛争当事者間の停戦合意、②領域国及び紛争当事者による PKO 活動及び日本参加に対する同意、③PKO 自体の中立的立場の厳守、④以上のいずれかが満たされなくなった場合の即時撤収、⑤武器の使用は要員の生命保護などのための必要最小限度のものであること、とする五原則の下に行われてきた。このため、自衛官の武器使用は「自己保存型」と「武器等防護」に限定し、「駆け付け警護」に伴う武器使用や「任務遂行のための武器使用」を「国家又は国家に準ずる組織」に対して行った場合には武力の行使にあたるおそれがあるとして、政府はこれまで禁止してきた。しかし、領域国及び紛争当事者による安定的な「受入れ同意」がある場合は、紛争当事者以外の「国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場することは基本的にないと考えられることから、それが自己保存型又は武器等防護を超える場合であっても、武力行使には当たらないとして、平和安全法制の中で「駆け付け警護に伴う武器使用」や「任務遂行のための武器使用」を認めることとした。

憲法九条一項は国際紛争解決のための武力の行使を禁止したものであり、PKO への参加については憲法上の制約はなく、後者はむしろ国際社会における責務である、と解すべきである。領域国及び紛争当事者の同意を得て行う PKO 活動は武力紛争の終了又は再発防止のための活動であり、それが維持されている限り多国籍軍のような軍事行動を伴う活動とは峻別されることから、武器使用範囲の見直しは当然である。PKO 活動の遂行にあたっては、自衛隊員の安全の確保を第一とすべきことは言うまでもないが、今後、現行の取扱いで PKO 活動に支障をきたすようなことがあれば、再度柔軟に対応を改める必要がある。

(c) 国連による集団安全保障措置としての軍事的措置には現行憲法九条の下では参加できないと解さざるを得ない(ただし、武力行使と一体化しない後方支援活動は可能)が、集団安全保

障体制の構築を目的として設立された国連が、国連軍を設立するなど本来の機能を果たすことが可能となった場合には、現行憲法の下でもそれへの参加が可能か、あるいは憲法を改正する必要があるか、検討する必要がある。

(d) ところで、これまで政府は後方支援活動についても、それが他国の武力行使と一体化すれば自らも武力行使を行ったと受け止められることを回避するため、後方支援活動の地域を「後方地域」や「非戦闘地域」に限定してきた。しかし、戦況は刻々と変化するものであり、また現場でその状況を適確に判断することが困難なため、後方支援活動に支障が生じることが間々あったことから、同じく2014年、活動地域は「現に戦闘行為を行っている現場」以外の地域とすることとした。一歩前進と評価すべきである。

(e) 憲法九条二項は国際紛争解決手段としての戦力の保持を禁止したものであり、個別的・集団的自衛のための戦力保持、国際貢献のための戦力保持は禁止されていないと解すべきである。

また、武力紛争によってわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険が生じる事態が発生する地域はわが国周辺に限定されず、世界中のあらゆる地域で発生する可能性があることから、自衛のための自衛隊の活動場所には憲法解釈上地理的な限定はないと解すべきである。

なお、米軍に対する施設・区域の提供は、米軍が有事の際に基地を使用すれば米軍の武力行使と一体化すると解される可能性があるが、「武力の行使」は国家の実力の行使、行動によるものであるから、基地の提供・使用の承諾は武力行使には当たらないというのが政府の解釈である。

## ② 領域国の同意なく行う在外自国民の保護・救出措置の正当性

わが国は、在外自国民の保護・救出は国家の利益の侵害には当たらないとして自衛権の発動とは認められないとの見解を採っており、その活動はこれまですべて領域国の同意を得たうえで行われている。しかし領域国の同意が得られず、かつ重大・窮迫の侵害があり、他に救済の手段がない場合には、自国民の生命が危険に瀕することは国家利益の重大な侵害にあたり、また在外自国民には外交保護権が認められていること、あるいは目的・期間・措置が自国民搬出に限定され、領域国民の生命・財産を侵害しなければ国連憲章に抵触しないこと、を根拠として憲法上も認められると解すべきである。なお、このような解釈が国際法上確定していない現状では、領域国及び国際社会から批判される可能性を排除するため、すみやかに国連に通報し、状況を詳しく説明することが適当である。

## ③ 警察権では対応できない事態における武力行使の正当性

武力攻撃に至らない侵害が行われ、警察権の行使だけでは対応しきれない事態が発生す

ることが考えられる。例えば潜没航行潜水艦の国外退去、外国人の離島上陸や原発襲撃を排除するための必要最小限の武力行使は、憲法上容認されると解すべきである。

実際にそのような事態が生じた場合に適確に対応するためには、具体的な行動に至るまでの間に周到な準備行為を行うことができるようにする必要がある。そのためには包括的な措置を講ずるための根拠法を整備するとともに、あらかじめ様々なケースに対応できるように周到に訓練を実施することが重要である。

#### (4) 日米安全保障条約のあるべき姿

##### ① 安全保障を確保するうえで他に選択の余地がない日米同盟

日本の安全保障は、1951年サンフランシスコ平和条約と同時に署名された日米安全保障条約に基づく日米同盟を基軸として成り立っている。

米ソ間の東西冷戦が進行し国内世論が二分されている中で、ときの吉田茂内閣がわが国の安全保障をかつての宿敵アメリカに委ねる決断をしたことが、その後のわが国の進路を決定づけた。戦争放棄を謳った憲法九条の下で国際社会と向き合うことになったわが国は、自力では国の安全を確保することができない状況にあった。また、安全保障を他国に依存するとすれば、相手国は昨日まで日本を占領していたアメリカ以外になかった。

わが国を取り巻く安全保障環境は、今も当時と基本的に変わっていない。むしろ現在わが国は、核を保有し大きな軍事力を有する権威主義・独裁体制の中国、ロシア、北朝鮮と地政学的に対峙しているという世界で最も厳しい環境に置かれており、脅威はより一層高まっている。そのような中で、憲法九条の制約から必要最低限度の自衛力しか保持することができないわが国は、核の保有は言うまでもなく、周辺三国に対峙しうるだけの軍事力を保有することは、最大限努力しても不可能というしかなく、独力で自らの安全保障を確保することが難しいことは疑う余地がない。自らの力の足りないところをアメリカに依存せざるを得ないことは、他に選択の余地がない道であると言わざるを得ない。たとえ憲法を改正して国連憲章が認める範囲の軍事力を保持することを可能にしたとしても、周辺の中国、ロシア、北朝鮮が核を保有しその軍事力があまりにも強大で、わが国が単独で自らの安全保障を確保することが難しいことを考えれば、引き続き日米同盟を基軸とせざるを得ない。しかし、いつまでそれに国の存続を依存していることができるのか、常に根本に立ち返って問い直し続ける必要がある。

##### ② 他に類例のない非対称条約である日米安全保障条約

締結当初の日米安全保障条約は世界に類例のない片務・非対称条約だった。日本はアメリカに基地を提供しその自由な利用を認める（ただし、武力攻撃のための基地の使用は原則としてわが国との事前協議を必要とする）一方、アメリカは日本を防衛する義務を負わないことになっていた。

岸信介内閣はその片務・非対称性を解消すべくアメリカと交渉を重ねた結果、1960年新

条約を締結し、アメリカに日本防衛を義務づけることになった。しかし、日本はアメリカに基地の提供を通じて物的に協力するが、アメリカが他国から武力攻撃されても自衛隊を派遣して人的に支援することはない、という構造は今も基本的に変わっていない。そしてこのような日米安全保障条約の特殊性がその後の日米関係を規定し、わが国の政治、経済に様々な影を落とし、わが国をアメリカに従属させ弱体化させる要因になっているとともに、アメリカ側に潜在的な不満をもたらしていることは否定できない。

### ③ 憲法九条制約下の改善努力とその限界

わが国は憲法九条の制約下でも、これまで国内外の情勢の変化や国際社会の厳しい批判を受けて国民の理解と同意を得ながら、逐次憲法解釈の範囲内で関係法を整備して時代の要請に応じてきた。警察予備隊の創設と自衛隊への再編、自衛隊の海外派遣、PKOへの参加、集団的自衛権行使の容認、平和安全法制の制定、反撃能力の保有と、できることはすべてやってきた。

しかし現実には、自衛隊のPKO派遣や集団的自衛権に基づく米軍との共同行動についても、依然として様々な制約を課しており、また国連が行う集団安全保障措置としての軍事行動への参加は認められないとの立場をとっている。その実情は国連憲章が認める範囲を自ら制限するものとなっており、国際社会において広く一般に通用している運用との間には大きな開きがある。

国際社会における日本の位置と役割、そしてこれからの日本の行く末を考えると、果たしてこのままでよいのか、改めて真剣に検討する必要がある。

### ④ アメリへの従属から脱して真の独立を果たすために必要な、対等な双務条約への日米安全保障条約の改定

双方が対等な立場に立っていない、少なくとも条約の文言上はそうだと言わざるを得ない現在の日米安全保障条約（対等であるか否かは、日本の米軍基地の提供と極東地域における武力攻撃のためのアメリカによる基地の自由使用の容認が、アメリカの日本防衛義務と実質的に見合っているか否かにかかっている）が、安全保障に限らず政治や経済をはじめ様々な面で日本を厳しい立場に追い込み、日本を弱体化していることは否めない。アメリカから強く迫られると、最後はわが国政府がその要求を渋々ながら受入れ従わざるをえないのは、一にかかってわが国の安全保障を全面的に、かつ片務的にアメリカに依存しているからである。日米貿易摩擦を背景に行われた強権的で執拗なアメリカの対日攻勢の結果、すっかり日本の強みを剥奪されたわが国経済はアメリカの目論見どおり弱体化し、未だにかつての勢いを取り戻せない状況にある。独立後すでに70年が経過したにもかかわらず、言わばアメリカに従属しているかのような情けない半独立国の状況にわが国が置かれているのは、日米安全保障条約に根本原因があると言っても過言ではない。

国の安全保障をアメリカに依存していることがわが国をアメリカに従属させ、あらゆる

面でアメリカの意向に従わざるを得ない状況にわが国を追いやっているとすれば、その現状を改めない限り日本が再興できる道は極めて険しいものであり続ける、と言わざるを得ない。

それでは、日米安全保障条約を破棄してわが国が独力で自らの安全を確保できるかと言えば、最大限努力しても現実にはそれは採りえない道である。日米安全保障条約を対等で双務的な条約へと改定したうえで、いざ武力紛争が起こったときに、アメリカが条約の精神を体して日本防衛に真摯に取り組むようにするためには、絶えずアメリカの意向を確認しながら、日本重視の姿勢が変わらないようにすることが大事である。同盟は常に有効に機能するとは限らないリスクを抱えている。同盟条約を締結しているからといって、相手国のアメリカが必ず条約上の義務を果たすという保障はない。リスクを解消し、その意義がフルに発揮されるようにするためには、加盟国間のコミュニケーションとコミットメントを密にして相互の信頼が失われないようにすることが重要である。

そのためにも、日米安全保障条約を対等で双務的な条約へと改定し、真の自立国家をめざして邁進できるようにすることが現下の最重要課題である。まず日米安全保障条約を対等なものにするための改定について、国民的合意を取り付けることに全力を挙げるべきである。

#### ⑤ 米軍駐留経費と日米地位協定の不当性解消のためにも必要な、日米安全保障条約の対等な双務条約への改定

同じ敗戦国であるにもかかわらず、安全保障におけるドイツとわが国の立場には大きな格差がある。両国の米軍基地に対する経費負担には、合理的に説明できないほどの開きがあり（基地経費負担割合：日本約75%、ドイツ約30%）、また、両国の地位協定の内容を見比べると、どう考えてもわが国はあまりにも酷い<sup>ひど</sup>不当な扱いを受けていると言わざるを得ない。公務執行上米兵が少女にどれほどひどい暴行を働いても日本の警察権が及ばず、日本の裁判で処分することができないことや、米軍基地から汚染水が排出されても基地に立ち入って調査することもできないなど、改めるべき事項を挙げればきりが無い。米軍に全面的に治外法権を認めているのも同然の現状は、いくらアメリカに安全保障を依存しているからと言っても、あまりにも屈辱的ではないか。諸外国と比較して日米地位協定におけるわが国の立場が不当に低い状態に置かれているのは、日米安全保障条約が対等なものになっていないために日本政府がアメリカに対して強く経費負担割合や日米地位協定の改定を迫れないことに起因している。そういう意味でも、日本の主権を回復するためには日米安全保障条約の改定は避けて通れない課題である。

アメリカが日本に基地を置き常時5万人を超える軍人（世界最大の海外駐留軍人数）を駐留させていることが、日本の安全保障にとって極めて大きな役割を果たしていることは事実である。しかしアメリカは、極東地域における自らの勢力圏と権益を守るという国益を確保するために日本に基地を置き駐留しているのであって、自らの国益を顧みることなく、ひとえ

に日本を防衛するために基地を置き駐留しているわけではない。そういう意味で、アメリカがわが国に世界最大の海外駐留基地を有していることをことさら負担に感じる必要はないが、アメリカに強く迫られると政府がそれに抗しきれないのは、わが国がアメリカを共同で防衛する義務を負っていないことに最大の遠因がある。

自国の安全は、自ら必死に守らなければ、アメリカも日本の防衛のために動こうとしないはずである。最も危険なことをアメリカに委ねつつ、自らは安<sup>あん</sup>穩と傍観していることは許されない。加盟国でもないウクライナを NATO 加盟国が必至に支援しているのは、ロシアのウクライナ侵攻を撃退することは自らの安全を確保するうえで死活的に重要だからであるが、それだけでなく、ウクライナ自身が大きな犠牲を払いながら祖国防衛のために国を挙げて必死の戦いを遂行していることが、加盟国の人々にウクライナを支援しなければという思いを強くさせているからである。

日米双方が日米安全保障条約から受ける利益を総合的に勘案するとともに、同条約を双方が国力に応じて対等に責務を果たす内容に改めることによって、米軍駐留経費負担額と日米地位協定の妥当性についてアメリカと協議し、不当なところを解消して国際的にも他国と比べて遜色のないものにすべきである。

## (5) 安全保障のための地域組織の設立

### ① 地域単位の集団安全保障組織の重要性の高まり

石破茂政権の発足と共に、新総理が提唱する「アジア版 NATO 構想」に対する関心が俄かに高まっている。

国連安保理が常任理事国間の対立によって機能不全に陥り、集団安全保障体制として設立された国連本来の機能が有効に働かない中で、地域単位の設立された集団安全保障機構が果たす役割が重要性を増している。中でもソ連の脅威に対抗するとともに、ドイツが突出した力を発揮して再び欧州全土を不安定化させることを未然に防止するため、第二次大戦後設立された NATO（北大西洋条約機構：欧州、北米の 32 カ国で構成。わが国はパートナーとして参加）は、今日まで十分にその目的を果たしており、戦後 80 年にわたり欧州の自由主義・民主主義諸国に平和をもたらした。トランプ政権は NATO への関与を縮減する意向を示しているが、アメリカの動向いかんにかかわらず、NATO は今後も欧州諸国の平和と安全の確保に重要な役割を果たし続けるものと考えられる。

### ② アジアの事情に即した地域の集団安全保障機構の構築

宗教をはじめ文化や経済発展及び政治体制などの差異が小さく社会全体の同質性が高い欧州諸国と異なり、社会の発展段階や経済力に大きな格差があり、多様な宗教が並存し、政治体制を異にする国が混在しているなど、全体として共通の社会基盤に欠けるアジア地域においては、現時点で統合軍を編成して集団安全保障機構を構築することは難しいと考えられる。

しかし、当初タイ、フィリピン、マレーシア 3 カ国が設立した東南アジア連合でスタートし、現在 10 カ国で構成される ASEAN (東南アジア諸国連合) は、EU のような強固な共同体を形成するまでには至っていないものの、大国間の利害の対立が直接自らの国家運営に及ぼす影響を巧みに回避しつつ相互の利害調整に努め、共に手を取り合って成長・発展することをめざして着実に歩み続けている。

ASEAN には本体のほかに、ASEAN+3 (日本、中国、韓国)、ASEAN+6 (3+インド、オーストラリア、ニュージーランド) や東アジア首脳会議 (EAS: 6+アメリカ、ロシア)、ASEAN 地域フォーラム (ARF) をはじめ国防相会議や拡大外相会議など域外国を含む会議体が形成されており、EU との間でもアジア欧州会議 (ASEM) を開催するなど、参加国間のコミュニケーションの促進や利害の調整を図る場としての役割を果たしている。

アジア版 NATO のような強固な組織体制を今すぐ構築することは難しいとしても、まずは ASEAN+6 などを手掛かりに将来的には NATO のような形に持っていくことをめざし、時間をかけて体制固めを進めることが現実的であり、また望ましい。

その際、今回のロシアによるウクライナ侵攻には力を発揮できなかったが、ロシアを含む欧州全域の国家間の意思疎通と利害調整の場として一定の役割を果たしている (手段としての軍事力は NATO に依存) OSCE (欧州安全保障協力機構: 欧州、中央アジア、北米の 57 カ国で構成。わが国はパートナーとして参加) を参考にしながら、体制の整備と運用の改善を図っていくことが適当ではないか。特に重要なことは、年に数回首脳同士が集まって特定の案件について協議するだけでなく、参加国が常時気軽に意見交換を行い、利害調整を行えるような仕組みを設<sup>しつ</sup>えることである。そのためには、関係国が随時集まり意見交換ができるように各国の大使を構成メンバーとする機関を新たに設け、毎週定例日に会議を開くとともに、そこに出向けばいつでも他国の大使と顔を合わせることができるようになることが重要である。すでに 50 カ国余りが ASEAN 本部のあるジャカルタに ASEAN 大使を任命して常駐させているのだから、その気になれば今すぐにでも実施できるはずである。

## (6) 経済安全保障の強化

### ① 安全保障を確保するために必要な、不公正な経済活動の規制

経済力がその国の軍事力を支える基盤であることは言うまでもない。特に近年の技術革新に伴い、民生用と軍事用に使用できる技術の差がなくなりつつあることを考えれば、国の安全保障を確保するためには、軍事面だけでなく経済についても遺漏がないように万全の対策を講じる必要がある。

特に中国のように、自らは西側諸国の自由で開放的な経済にフルにアクセスしてその恩恵を目いっぱい受けて急速に成長・発展を遂げつつ、WTO 加盟に際して国際社会に約束したことを守らず、外部からの国内市場への接近は厳しく規制し、しかも中国政府の技術基準に関連した技術情報開示の義務づけや、政府調達における技術移転の要求、直接投資におけるジョイントベンチャー設立の義務化や、投資比率 49%以下への制限など、を通じて西側

諸国の先進技術を窃取してきたことを放置しているわけにはいかない。それが技術力のある企業の成長を促し、優れたエンジニアの育成につながり、急速な中国経済の成長を支えたことは間違いない。このような不当とも思える中国の要求・条件をなぜ西側諸国が呑んだのかと言えば、14億人の人口を擁する中国市場の規模の大きさとその成長・発展の可能性の魅力にかなわなかったことと、それを逆手に取った中国側のやり方が一枚上手で、進出企業が西側諸国間の競争を強いられたことが大きい。

戦後 GATT を中心に推進された自由貿易体制（輸出入制限の廃止、関税の軽減、内外無差別の原則、最恵国待遇など）が世界経済の成長・発展を促したことは確かである。しかし、自由貿易が国際的な商取引競争を激化させ、安全保障上の高度技術や設計技術及び生産ノウハウが先進国から後進国に移転する原動力になったことは間違いない。技術の優位性が安全保障の強度を左右する最重要要因であることを考えれば、経済活動全体を抑制することはできないし、またそうすべきでないとしても、国の安全保障に関わる経済活動や経済取引（貿易、投資、技術移転、情報管理など）については、不公正な行為を防ぐために一定の規制を課すことは当然である。

政府が経済に介入して規制を強化すれば、その内容如何に関わらず規制による負の影響が自らにも降りかかることは避けられない。しかも経済における相互依存関係が高まっている中では、必然的に影響の程度が大きくなる。しかし、経済安全保障は経済だけでなく国の安全そのものがかかっていることを考えれば、短期的な負の影響はある程度甘受してでも、長期的な視点に立って必要な措置を採るべきである。

## ② 食料自給率の引上げ

日本の食料自給率はカロリーベースで現在 38%であり、その水準はあまりにも低い。豊かな食生活を求める人々の願いに応えるためには、平時の自給率が低いのはある程度やむを得ない。しかし、それでは外国から武力攻撃を受ける事態に遭遇した場合、もし海外からの食料供給がストップすると戦わずして敗れる。あるいは持久戦に耐えられず、敗北を喫すことになりかねない。また、気候変動に伴う気温の上昇や地下水の過度の汲み上げによる水不足から世界の食料需給がひっ迫するおそれが高まっており、それにどう対処するかという問題もある。

このため食料については、国の存立に影響を及ぼさないよう贅沢を排し、人々の健康維持に悪影響が出ないギリギリのカロリー摂取量の確保を前提として、非常時の自給率を最大限引き上げる必要がある。政府は、食料・農業・農村基本法を改正して農業政策の柱の一つに食料安全保障の確保を掲げるとともに、食料供給困難事態対策法を制定して、緊急時における植え付け作物の生産転換の指示、農産物の割当て及び配給の実施などを可能にする制度を設けた。ただし、これだけで自給率を 100%にすることはおそらく不可能である。

現行の食料自給率は 1 人 1 日 2,200Kcal を前提に算定しているが、仮にギリギリのカロリー量を 1 人 1 日 1,500Kcal と仮定しても、現状では食料自給率は 55%にしかならないか

ら、それを自前で満たすためには自給率を2倍増しなければならない。しかしわが国の狭小な耕地面積では、それは到底対応できない水準である。それではどうすればよいか。新品種の開発や品種改良の推進、新技術の導入による農作業の効率化、法人経営の拡大による農地の集約化と担い手の確保は当然のこととして、耕作放棄地の活用や備蓄を拡大するほか、タテマエでは廃止したとされているものの、実質的には依然継続されている減反政策を名実ともに廃止して休耕田をなくし、米麦の水田二毛作を全国的に推進して穀物類を大幅に増産するとともに、海外に農地を確保してわが国自体の手で食料を生産することも一つの有力な方法として、その実行を真剣に検討すべきである。

### ③ エネルギーの確保

消費エネルギーの90%弱を海外に依存しているわが国のアキレス腱は、エネルギーの確保である。備蓄を拡大するとともに、再生可能エネルギーを中心にエネルギーの国内自給率を大幅に高める必要がある。

わが国のエネルギー政策は、産業競争力を維持する観点からコストを重視するあまり、これまで再生可能エネルギーの開発に本腰を入れて取り組んできたとはお世辞にも言えない。東京電力福島第一原発事故の影響もあって、現在わが国の化石燃料への依存度は83.5%に達している。太陽光、風力、潮力、地熱など可能性のある再生可能エネルギーの開発に全力で取り組む必要がある。

併せて原発については、国民的議論を進め、放射能漏れに対するリスク管理を新規規制基準に従って徹底するとともに、原発に対する武力攻撃についても万全の措置を講じることを前提に、その活用を図ることはやむを得ない。

### ④ 外国資本による土地・建物の取得・利用規制の強化

近年、中国をはじめ外国資本によるわが国領土の買い上げが活発化しており、しかも防衛施設周辺や水源地などの重要な土地が取得されている。2021年に重要土地調査利用規制法が制定され、安全保障上支障となるおそれのある国境に位置する離島及び重要な土地・建物（自衛隊及び海上保安庁の施設・米軍基地、原子力発電所、空港など）の周辺における外国資本による利用行為が規制されることになった。しかし同法は、土地・建物の取引を禁止せず、その機能を阻害する利用の中止を命じるだけにとどまっており、規制対象となる地域も国が指定する範囲に限られる。1925年に制定された外国人土地法（戦後法施行令が廃止されたため同法は現在執行停止状態であるが、法律自体は今も効力を有している）は、土地の取得を禁止又は制限していることと比較しても、重要土地調査利用規制法の規制内容は緩すぎるのではないか。またアメリカでは、外国人の取引全般に対し大統領に安全保障上の取引停止・禁止権限を与えていることをみても、わが国の規制方法は検討の余地がある。

重要土地調査利用規制法については国民の財産権を不当に侵害するものであるとの強い反対意見があり、また政府も産業経済振興上外国資本による土地取得を促進する立場を採

っていることから、腰が引けていることは否定できない。同法は施行後5年が経過した時点（2028年）で見直すことになっている。同法の実施状況や外国資本による土地・建物の取得及び利用の実態、その後のわが国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、法施行後5年を待たずに土地・建物の取得及び利用に対する規制を大幅に強化する方向で見直すべきである。

## (7) 情報の収集・分析・統合・活用の高度化

「敵を知り己を知れば百戦危うからず」である。戦<sup>いくさ</sup>において情報は昔から重要な役割を果たしてきた。情報を軽視すれば必ず負ける。特にIT技術の革新が急速に進み、なおかつその進歩・発展が止まらない今日、情報の重要性はひと昔前に比べ格段に増している。収集した情報を冷静に評価し、客観的に正しく把握することの重要性は改めて言うまでもない。先の大戦でアメリカとの国力、軍事力、技術力に勝負にならないほどの格差があることをとよきの政権上層部はしっかり把握していたにもかかわらず、「虎穴に入らずんば虎子を得ず」の譬<sup>たと</sup>えに悪乗りして無謀な戦争に踏み切ったことが、歴史的な敗北につながったことを忘れることはできない。

戦における間諜は昔からつきものである。わが国には忍者が活躍した伝統がある。しかし近年、日本の情報の収集・分析・統合・活用は国際的に見劣りする。主要国の中でスパイ活動を担当する諜報機関がないのは日本だけである。情報インテリジェンスを高めることは緊急の課題である。

機微な情報を収集しようとするれば、相手の懐に飛び込む必要がある。また入手した情報は絶対に他に漏らさないという秘密保持が重要である。秘密を漏らす可能性がある相手には誰も情報を与えようとはしない。

収集した情報・データを、人工知能を活用して分析し、一元的に管理して活用と漏洩防止に腐心しながら、機密度の高い情報の保有は最高幹部に限定する必要がある。

## (8) 先の大戦に対するわが国自体の検証と総括

わが国では、連合国が主宰した極東軍事裁判（東京裁判）を批判する声が強い。戦勝国が一方的に取り仕切る裁判では公正な審理が期待できず、その判決を率直に受け入れることはできないというのが日本国民の偽らざる心情だろう。しかしそれでは、私たち自身が自らの手で先の大戦を検証・総括して反省すべきところは反省し、学ぶべきところは学ぶという作業を行い、戦争を遂行した責任者とその行為を特定して処罰したのかと言えば、公式にはそのような作業は全く行われていない。

軍部とりわけ満州における関東軍をはじめとする陸軍の暴走を許した要因は何だったのか、圧倒的に力の差があったアメリカに戦いを挑むという無謀な決断を行ったのはなぜか、あの悲惨な敗戦に至るまでの間に幾度となく戦争を終結に導く機会があったはずにもかかわらず、戦局が悪化し撤退に次ぐ撤退を強いられても、竹やり一本で本土決戦も辞さないな

どという、およそ非現実的な戦術を最後の最後まで貫き通した原因はどこにあったのか。もはや敗戦は避けられないとの戦況判断が成り立ったもっと早い段階で決断していれば、80万人に上る一般市民の犠牲は回避できたはずであり、東京をはじめとする大都市への空爆、沖縄での地上戦、広島・長崎への原爆投下、あるいは突然のソ連参戦による北方領土の強奪、も防げたはずである。ときの指導者による誤った判断や決断が、わが国及び日本国民に与えた損失はあまりにも大きかったと言わざるを得ない。

### (9) 防衛意識の涵養

国の安全は自力で守るしかないのが国際社会の現実だとすれば、それを支えるのは国民の防衛意識である。残念ながら日本人には他国から武力攻撃を受けた場合、自ら進んでそれに立ち向かう意思があるかと言えば、極めて低いのが意識調査の結果明らかになっている（世界価値観調査：国のために戦う意思があるかとの問いに対する「はい」との回答者の割合が13.2%で世界最低である）。わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で国の安全を確かなものとするためには、国民の防衛意識を高める施策を講じる必要がある。

具体的には、①例えば相手国からミサイル攻撃を受けた場合わが身を守る態勢が整備されているかと言えば、ほとんど何もないのも同然の無防備状態である。国の主導で計画的にシェルターの整備を急ぐべきである。また、②人口減少が続く中で自衛隊員を確保するためには、近い将来徴兵制を実施せざるを得ないのではないか。国民の防衛意識を高めるためにも、徴兵制は検討課題である。

## III 安全保障をめぐる環境の変化

### ① 武力衝突の多発と進む国際社会の流動化

ソ連の崩壊に伴い冷戦が終焉したことで、唯一の覇権国アメリカをリーダーとする西側諸国の自由主義、民主主義、資本主義に全世界が収斂し、国際社会は平和で安定した時代に移行するかと一時期思われた。

しかし米ソの重しが取れたことから、その後地域紛争、民族紛争が続発するとともに、急速な中国の台頭とアメリカの相対的な力の衰えを背景とするアメリカ第一主義によって、世界は再びパワートラジクションの時代を迎えた感がある。

2022年2月突然ロシアがウクライナに軍事侵攻し、一昨年10月イスラエルとパレスティナ・ガザ地区との間で武力衝突が勃発するなど、国際社会は先行きの見えない混沌状態に陥りつつある。

### ② 台頭する中国の力による現状変更の動きの活発化

これまで中国に対して宥和策を取り経済発展に寛大だったアメリカをはじめ西側諸国は、急成長した経済力を基盤に軍事力を増強して再び「偉大な国」にすることを国家目標に掲げ、

「特色ある社会主義」によって世界最強の覇権大国をめざす中国に対して警戒感を強め、その動きを牽制し、さらには対立する競争相手として正面から対峙する方向へと大きく舵を切った。

中国は周辺海域で国際ルールを無視して力で領土・領海を拡大する動きを強めるとともに、アメリカ主体で西側諸国が形成した国際ルール・国際秩序を書き換えようとする行動に出ている。このほか BRICS や上海機構を足掛かりに利益を共有する国々を結集して西側諸国に対抗する政治勢力を拡大・強化しつつある。併せて一帯一路構想の下に、自らが主導する経済圏を世界規模で構築しようとしている。しかしその一方で共産党一党独裁体制が続く限り、中国が西側諸国と宥和的、協調的な行動を取るとは考えられない。

西側諸国としては、先人が血を流して営々と築き上げてきた人類普遍の価値と権益(自由、平等、人権尊重、民主主義、法の支配など)を維持するためにも、基本的人権をないがしろにし、国民の意思が届かないところで独断的に制定した法に基づき、司法権の独立が認められていない中で強権的に国民を支配し統治しようとする共産党一党独裁の権威主義の国中国に、国際社会が乗っ取られる事態は何としても阻止しなければならない。

ただし現在の中国は、かつてのソ連と異なり両国の経済力には格段の差がある。政治や軍事では対立しても、経済は大半の国が中国との間で強い相互依存関係にあるため、冷戦期の対ソ連「封じ込め」のような一方的かつ強権的な政策・措置は取りえない。中国との関係は双方が協力し合えるところは協力しつつ、自らの存続や安全を脅かすような行動や国家と社会を構成する基本原理(自由主義、民主主義、基本的人権の保障など)を掘り崩そうとするような行動については、断固それを阻止することを基本として対応すべきである。

### ③ 核使用リスクの高まり

2021年1月核兵器禁止条約が発効するなど核兵器廃絶に向けた国際社会の声は一段と高まっている。一方、中距離ミサイル全廃条約(INF)に参加していない中国が急速に核装備を増強しており、すでに戦術核ミサイルの保有量はアメリカを上回ったと目されていることから、アメリカは同条約を破棄して再装備に着手した。またロシアは、新戦略兵器削減条約(新START)の履行を停止した。このほか北朝鮮が着実に核開発を進め、イランが核開発の準備に取り掛かっており、ロシアが対ウクライナ戦での核使用を示唆してNATO加盟国を牽制するなど、核の脅威は以前に比べて著しく高まっている。

核の抑止力が大国に核使用を思いとどまらせ第三次世界大戦を回避してきたとの見方もあるが、核兵器をめぐる今日の世界情勢を踏まえれば、核兵器の使用を防ぐために国際社会が一致結束して取り組むことが今ほど必要とされているときはない。中でも唯一の被爆国である日本は、現存する世界の核兵器を削減し廃絶への道を示して国際社会の合意を取り付けるとともに、すべての核保有国が核兵器の先制不使用を宣言することをめざして最大限努力すべきである。

#### ④ 新領域・新技術の発展に伴う新たな脅威の拡大

二十世紀後半以降のめざましい技術革新に伴い、軍事部門においても宇宙、サイバー、電磁波などの新しい領域や技術が急速に発展し、軍事行動の様相を一変しつつある。今後量子技術（コンピュータ、通信、暗号、計測など）が実用化されれば、軍事技術は根底から覆くつがえされると言われている。

とりわけ新領域や新技術の威力が人々に脅威を与えているのは、その多くが目に見えない手段であり、瞬時に世界全域に対して威力を発揮しうることで、しかも誰がそれを行行使しているのか俄にわかには判然としないことから、いつどこから攻撃されるかわからないという不安と恐怖が付きまとうこと、そしていったん行使されるとそれを撃退し、破壊を食い止めることが極めて困難であること、に起因している。

新領域の出現とそこで用いられる技術の高度化は、社会を破壊する武力の保有と行使の権能を民間の組織や個人にまで拡大し、しかもその保有と行使を外部から窺うことが難しいために、これまで実践と経験を通じて歴史的に積み上げられてきた戦争にまつわるルールをすべて無効にするおそれがある。日進月歩の技術の進展に対応できる能力を有する優秀な人材を育成・確保して技術面で手抜かりが生じないようにするとともに、これまでのルールでは対処できないところは、絶えず新しいルールにつくり変えていく努力を積み重ねていく必要がある。

## IV 周辺国との向き合い方

### 1 力で領土・領海を強奪し、世界の覇権大国をめざす中国との向き合い方

#### (1) 台頭する中国とその強圧的な行動の活発化

##### ① 南シナ海・東シナ海における領域拡大の活発化、台湾に対する軍事圧力の強化などの動き

経済成長を背景に台頭著しい中国は、外交における基本姿勢をこれまでの「韬光養晦」トウコウヨウカイ（爪を隠し時期を待つ）から「奮発有為」（勇んで事をなす）へと転換した。

南シナ海では国際ルールを無視して一方的に九段線（南シナ海にあるスプラトリー諸島、パラセル諸島などの領有権及び海洋権益を主張するために中国が地図上に引いている破線）内の海域の領有権を主張。人民解放軍の威力をバックに島嶼・岩礁を埋め立て、港湾、滑走路などを整備して不法占拠し、ミサイルを配備するなど軍事基地化を強行するとともに、海警局の艦船による「法執行活動」（犯罪の予防、犯罪の鎮圧・捜査、犯人逮捕などの権限行使）を活発化させ、漁業妨害や漁民拿捕などの強圧的な行動を繰り返し、実効支配を既成事実化して領有権を拡大しようとしている。また東シナ海でも尖閣諸島周辺のわが国領海内で海警局の艦船による領海侵犯を常態化させ、実効支配を既成事実化する動きを強めている。

さらに台湾統一は中国の核心的利益であるとして、台湾の独立を阻止するためには武力

侵攻も辞さないことを繰り返し表明し、ことあるごとに台湾周辺で軍事演習を実施して台湾を威圧している。

併せてウイグル族に対して思想弾圧を加え、強制労働に従事させるとともに、チベット族に対して宗教を否定するなど、人権蹂躪を繰り返している。

そのほか、現在の国際秩序は戦後アメリカ主導の下で西側諸国によって形成されたものであり、中国の利益が損なわれているとしてこれに挑戦し、自らの利益に沿ったものを書き換えようとしている。

## ② アメリカはじめ西側諸国における宥和策から規制強化策への対中政策の転換

アメリカをはじめ西側諸国は、中国が経済成長して豊かになれば自ずと国内の自由化が進展し、民主主義が定着するはずだとの期待から、1990年代半ば以降WTOへの加盟を推進したほか、中国への投資を促進し、寛大に技術移転を行うなど、宥和的な「関与政策」を取った。

その結果、早くも2010年には日本を抜いて世界第二位の経済大国にのし上がり、経済力を基盤に急速に軍事力を強化して、中国周辺における仮想敵国アメリカの軍事力を抑制し低下させる「A2/AD戦略」（接近阻止・領域拒否政策：第一列島線内に米空母打撃軍が侵入することを拒否し、第二列島線まで中国が防御する）を進め、周辺海域において露骨に領土拡張行為に打って出るとともに、太平洋をアメリカと二分する大国として自らを位置づけるまでになった。

このような中国の行動に失望し、また危機感を強めたアメリカは、トランプ政権以降それまでの宥和的な対中政策を転換し、対中貿易赤字を削減して失われたアメリカ国内の雇用を取り戻すとともに、中国軍の戦力の高度化・強大化を阻止するため、中国製品に対して高率の関税を課し、対中・対米投資や技術移転に対する政府の規制強化に踏み切った。

## ③ 中国経済の減速と行き詰まりの可能性

中国のGDPがアメリカを凌駕するのはそれほど遠くない（すでに購買力平価ベースではアメリカを上回っている）との見方が強い。しかし、果たして中国はアメリカの政策転換によってもこれまで同様高い成長を持続できるか、今後の動向を慎重に見極める必要がある。

中国経済のめざましい高度成長は、市場を海外に開放して積極的に外国企業を誘致したことと、新興民間ベンチャー企業の成長・発展に支えられてきたところが大きい。しかし近年中国では、共産党による統制が一段と強まりつつあるほか、すべての民間企業に共産党支部が設置されており経済活動全体が事実上共産党の支配下にある。しかも主要な産業部門を国営企業が独占している中で、これまでのような高い経済成長を持続していくことは難しいのではないかと。先進国に追いつくことをめざすキャッチアップの間は中央主導型の経済政策が有効であるかもしれないが、世界の先頭集団の一員になった後は、国家が過剰に経済運営に介入する体制の下では、世界経済をリードする役回りを演じることは難しいのではないかと。

中国経済が成熟期に入るとともに人口減少が進んで労働力や国内市場が縮小する一方、インドやインドネシアなどの後発国の追い上げの影響を受けて経済成長率が逡減していくことは避けられないはずである。それに加えてアメリカによる規制強化がどこまで影響するか、見極める必要がある。

問題は、その程度が中国国内の社会不安を惹起させない水準にとどまるか否かである（新疆ウイグル・チベット・内モンゴルの反乱、所得格差の拡大に伴う貧困層の不満の爆発など）。

#### ④ 中国経済成長の持続可能性とそれを見据えたアメリカ、欧州、日本の対応策

わが国は日米経済摩擦を背景とするアメリカの対日攻勢によって「強み」を奪われ、急速に経済が失速し、未だにそこから立ち上がれない状況が続いている。もし中国が日本と同じ道を辿らないとすれば、それは日本には欠けているものを中国が保持しているからだと考えられる。

ところで、中国政府が打つ政策が功を奏してある程度の経済成長を持続でき、仮にアメリカと中国の GDP が逆転しても、日本、アメリカ、欧州合算の GDP とでは逆転が起こらず、アメリカを主体とする西側諸国の優位性は揺るがない。そういう意味で、中国が世界の覇権大国として国際社会を支配するような時代が到来することを阻止し、西側陣営がこれまで先人が血を流して築き上げてきた人類普遍の価値である自由、平等、基本的人権の尊重、民主主義、法の支配などの基本原理に基づく社会体制が失われること回避するため、結束して事にあたることが重要である。ただしトランプ政権のアメリカ第一主義は世界を分断し、その間隙をぬって中国が勢力を拡大させる可能性が高まっていることは懸念材料である。

いずれにしても、中国、ロシア、イランなどの権威主義国はともかく、BRICS のインド、ブラジル、南アフリカや、グローバルサウスの中で成長著しいインドネシア、ナイジェリア、パキスタンなどの国々を西側陣営に取り込む、少なくとも中露陣営に引き込まれないようにする必要がある。

なお、第二次世界大戦後 80 年が経過して国際情勢は大きく変化した。西側中心の国際秩序に不満を持っているのは中国やロシアだけではない。状況の変化に応じて逐次積極的に改革しなければ、多くの後発国を中露陣営に走らせかねないことに留意する必要がある。

#### ⑤ 中国の覇権大国化と国際公共財供給の可能性

歴史を振り返れば、近代以降の世界大国の興亡はおよそ百年ごとに行われてきた。しかし、覇権国に挑戦した国が必ず次の世界大国の地位を占めたわけではない。世界大国となるには一定の条件、すなわち海洋国家であること、世界に向かって開かれた自由で開放的な政治体制であることなどの条件を具備していることが必要だと言われている。果たしてその条件を中国が具備していると考えられるか。一方、そのような条件は過去のものであり、急速な技術革新によって社会を構成する基盤や環境、条件が大きく変化した今日では、それらの条件はもはや通用しないとも考えられる。

これまで世界大国となった国はいずれも自国だけでなく、国際システム全体に利益を与える通商秩序などの国際公共財を供給してきた。しかし、中国の現在の政治体制やその立ち振舞い、すなわち共産党が全権を掌握し、国民の思想・信条の自由が著しく制限され、ルールの制定とその執行において国民の意思が反映されず、対外的には力を背景に強圧的な態度に出て弱小国を「債務の罠」（二国間の国際援助等の債務で開発途上国の政策や外交、インフラ運営などを債権国が拘束すること）に陥れ権益を強奪しようとする姿勢、あるいは国際ルールを無視して実力行使で領土を拡張しようとする行動を見る限り、その可能性があるとは考えられない。

#### ⑥ 中国の軍事大国化とそれへの対応策

中国の軍事力はその経済力を基盤として近年急速に高度化するとともに、量的拡大を続けており、宇宙、サイバー、電磁波などのいわゆる新領域や新技術においても、その進歩・発展はめざましく、アメリカが脅威を感じるまでになった。果たしてその実力は、アメリカとの間で現在どのレベルに達していると考えられるか。軍事力の優位性は最先端技術力の差で決定づけられるとも言われている。遠からず中国があらゆる面でアメリカを凌駕する可能性があることは否定できず、そうなれば中国が世界の覇権大国になる日が近づく。中国の軍事力はアメリカの優位性を脅かすまでになり、民間のシンクタンクによる台湾有事の際の机上演習ではアメリカは決定的な勝利を収められないばかりか、甚大な軍事的損害を被ることが想定されている。日中の防衛費はすでに5倍以上の開きがあり、わが国の防衛費や兵力規模を中国と均衡させることはもはや不可能である。

その一方で、同盟国や在外基地を持たない中国が世界規模で軍事活動を展開することは難しいのではないかとされており、中国の軍事力は周辺地域に限定されるとの見方がある。

中国は、その言動から経済や軍事をはじめあらゆる分野でアメリカを凌ぎ、世界の覇権国をめざそうとしている。しかし、中国がこのまま順調に成長・発展し続けるとも限らず、その前途は未知数だと言える。もしそうだとすれば、中国の脅威を過大視して中国を封じ込める、あるいは軍拡競争に走ることは、かえって世界を危機的状況に陥れることになるとの視点を持つことも重要である。

#### ⑦ 強い経済の相互依存関係の中での中国との向き合い方

冷戦時代のソ連と現在の中国との決定的な違いは、西側諸国に限らず世界のあらゆる国において中国経済が占めるウェイトが桁違いに大きいことである。大半の国にとって中国の経済力は、相互の貿易量はもとより投資、金融などあらゆる分野で中国との関係を抜きにして経済を語るができない水準に達している。

その結果、かつてソ連に対して採った封じ込め政策は、中国との間では採りえないのではないか。そうだとすれば、経済だけでなく気候変動などの人類共通の課題についてはできる

限り相互依存関係あるいは協力関係を維持しつつ（なお経済についても、レアアースやサプライチェーンにおける中国への過度の依存をできる限り引き下げ、自国経済の安定と安全の確保に最大限配慮しなければならないことは言うまでもない）、一方人類が長い歴史を通じて確立した自由で民主的な社会規範に基づいて形成した現在の西側諸国の政治体制や国際システム・国際秩序は、中国の意向を無視し排除してでも、何としても守り抜く必要がある。現状に満足せず、それを力で自らの意向に沿ったものにつくり変えようとする中国の動きについては、徹底的にその意思をくじき、現在のシステムや秩序の基本原則を維持すべきである。

その場合、対立面では競争と抗争を辞さない中で、同時に相互依存あるいは利害一致面では協調と協力を並行して行うためには、具体的にどのような手法を講じればよいと考えられるか、双方が知恵を結集する必要がある（例えば、国家の優位性を決定づける特定の分野（最先端技術、戦略的な資源や材料）に限って国家が厳重に管理することが考えられる）。

## **(2) 中国による台湾武力統一の可能性**

### **① 台湾有事の可能性**

わが国周辺で最も差し迫った危機は台湾有事である。

台湾統一は中国の内政問題であり、核心的利益であると位置づけている中国としては、アメリカが台湾をそそのかして独立を煽ることは断じて認められない、という立場である。もし台湾が独立するようなことがあれば、その動きは直ちに新疆ウイグルやチベット、内蒙古に波及して中国の周辺部が内乱状態に陥り、最悪の場合これらの異民族自治区が相次いで独立し、中国が分断されて弱体化しかねない。

近年ことあるごとに中国政府は台湾周辺で軍事演習を繰り返し、その規模、内容を一段と強化・大規模化しており、中国の圧力に屈することなく独立志向を放棄しない台湾に対し一段と圧力を強めている。中国の決断次第では、いつなるとき事態が急変するかもしれない差し迫った状況にある。2027年までに中国は台湾を武力統一する可能性が高い、との見方が有力視されている（実際には武力侵攻に踏み切るというよりも、武力侵攻できるだけの実力を保有するに至るとの説が有力である）。

### **② 台湾に対するわが国の立場**

台湾に対するわが国の立場は、①台湾の法的地位は未だ未確定であり、②台湾には中華人民共和国の実効支配が及んでおらず、台湾は中国に帰属していない。しかし、③台湾は将来的に中国に帰属すべきであり、台湾に対する中華人民共和国政府の立場に異議を唱え、台湾に新しい国家としての承認を与えることはしない、というものである。この日本政府の立場は、あくまで台湾統一が台湾住民の総意の下、平和裏に行われることを前提としており、中国が台湾住民の総意に反して強引に武力で台湾を併合しようとするれば、話は別である。

### **③ 最良の道は民主化した中国と台湾の平和統一**

現状維持は絶対に放置できない、何が何でも台湾を統一するのが中国政府の立場だとすれば、中国自身はもとより台湾にとっても、さらには日米両国にとっても最良の道は、台湾住民の総意によって中国本土と台湾が平和裏に統一を成し遂げることである。その際日米両国にとって望ましいのは、中国が何らかの要因で行き詰り（考えられるケースとしては経済が失速する可能性が最も高い）、現在の共産党一党独裁の政治体制が崩壊して民主化され、台湾住民が心から歓迎する形で両者が統一することである。

台湾住民の多くが現状維持を望んでいるにもかかわらず、中国が武力で強制的に台湾を併合することは、日米両国としては絶対に避けなければならない。なぜなら台湾の存亡は、自由主義、民主主義を標榜する西側諸国にとって、基本的人権を保障し、民主主義の下で法の支配による政治を貫徹する国家体制と自由経済体制の資本主義を維持するうえで、死活的に重要な意味をもっているからである。なお、政治的な理念よりも経済的な利益を優先するトランプ政権のアメリカ第一主義の下で、果たしてアメリカが本気で台湾防衛に関与するのか疑義が生じていることは、大きな懸念材料である。しかし、台湾が存立し得るか否かは、次の点で極めて重要な意味をもっているため、わが国としてもアメリカ政府と密接に協議しながら、アメリカをつなぎとめるために全力で努力すべきである。

第一に、もし台湾が中国に武力で強奪されるようなことになれば、アメリカの威信が大きく傷つき、アメリカに対する世界の信頼が地に落ちることが避けられない。そして、まず第一列島線から米軍を追い出し、いずれはアメリカと太平洋を二分する大国として世界に君臨することを主張してはばからない中国ががぜん勢いづき、南シナ海の九段線はもとより、東シナ海の尖閣諸島を強奪することも時間の問題となる可能性がある。そうなれば中国にとっては、世界大国の要件の一つとされる海洋国家への道が自ずと開かれてくることも見逃せない。

第二に、中国の周辺海域全体が中国の支配下に入れば、この地域の制海権や制空権を中国が握り、日本はもとより西側諸国の経済活動が制約されるだけでなく、アメリカにとっても中国の軍事活動を中国周辺の海域に押しとどめることが難しくなり、米軍の監視を逃れて自由に太平洋を航行する自由を獲得した人民解放軍の脅威を直接受けることになり（特に潜水艦による核攻撃）、自らの安全保障体制が脆弱化することが必至である。

第三に、武力による台湾統一が台頭する中国と力の低下が避けられないアメリカとの間で、パワートラジションが生じる歴史的なエポックとなる可能性がある。これを契機に両者の力関係が大きく変動し、国際社会におけるアメリカのパワーが目に見えて縮小し低下する一方、政治はもとより経済、文化など様々な面で中国が事実上覇権を握る可能性がある。

中国による台湾の武力統一は、アメリカは言うに及ばず日本そして西側諸国としても、何としても阻止しなければならない最重要課題であることを肝に銘じる必要がある。

## ⑤ 中国の台湾武力攻撃に対する日米の対応

現在アメリカは、台湾については「曖昧政策」を採っており、中国が武力侵攻すればアメ

リカが武力でこれに対処するとは公式に表明していない。曖昧政策のねらいは、台湾独立派を勢いづかせることを避けるとともに、同時に中国が強引に台湾を併合することを回避するためでもあるとされている。しかしロシアのウクライナ侵攻を機に、台湾の現状維持をより一層確かなものとするため、アメリカの態度を明確にすべきだとの声が最近アメリカ国内で高まっている。

1979年アメリカ議会が台湾関係法を制定したが、それは、台湾有事の際は「適切な行動をとる」としているだけで、政府に対し武力行使を義務づけるものではない。アメリカは台湾に武器を輸出しその軍事力増強を側面的に支援しているが、いざ中国の武力侵攻が発生した場合に果たしてアメリカが自ら軍事行動に出るか否かは必ずしも定かではない。

わが国ではひとたび台湾有事が発生すると、「巻き込まれる」ことが必至との見方が有力である。最悪の場合アメリカは、とりわけ反転攻勢開始直後は前面に自衛隊を立てて戦わせる戦術をとる可能性すらある。ただその場合、わが国自体に急迫不正の侵害が行われていなければ、自衛隊が自衛権行使のために出動することは現行憲法九条の下ではありえない。自衛権発動のための武力行使の新三要件に規定する「わが国と密接な関係にある他国」として台湾を位置づけるとともに（それを可能にするには、台湾が独立宣言し、わが国がそれを承認することが前提となる）、台湾への武力攻撃があったことをもって直ちに「わが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」と認定できるかと言えば、それは難しいのではないか（ただし、中国による海上封鎖が行われた場合には、その規模にもよるが、該当する可能性がある）。

それでは中国が台湾に武力攻撃し、これに対して米軍が出動して米中間で武力衝突が行われた場合はどうか。その場合、自衛権発動のための武力行使の新三要件が満たされたとみなせるかと言えば、それにも疑問の余地がある。しかし台湾が単独で防戦している場合と異なり、わが国周辺で米軍がわが国の利害とも密接な関係がある台湾防衛のために身を挺して戦っているのに、これに対してわが国がただ傍観しているとすれば、それこそ日米同盟を崩壊させ、日米関係に決定的なヒビが入ることになりかねない。また米軍が日本にある米軍基地から出動していれば、中国にしてみれば日米が一体として我々に対峙しようとしているとみなしてわが国を直接攻撃してくる可能性が大きく、それはわが国自体に対する差し迫った危機であると考えられる。このため中国の台湾武力侵攻に対する米軍の出動は、未だわが国に対する武力攻撃が行われていなくても、自衛権行使の新三要件の一つである「存立危機事態」にあたりと解さざるをえないのではないか。しかもそれは米軍の後方支援にとどまらず、自衛隊自らが参戦することを意味しているのではないか。このようにアメリカが台湾防衛に踏み切った場合には、わが国は台湾有事に巻き込まれる事態に直面することが避けられないと思われる。

## ⑥ 中国による台湾武力統一の真否とそれへの対応方針のあり方

中国政府による台湾の武力統一も辞さないとの発言や台湾に対する度重なる軍事演習に

よる威圧は、何としても台湾の独立を阻止するという中国政府の強い意思を示したものであるが、台湾が進んで独立する行動に出ない限り、自らも多大の損失を被るリスクを侵してまで自国民である台湾住民に対して銃口を向けることはないとの見方がある。その真否を確かめる術はないが、危機管理は最悪の事態を想定して対処方法を練るのがその要諦だとされていることを考えると、もしそれが正しいことが最終的に証明されれば、そのときには「よかった」と受け止めれば済むことである。安易に武力攻撃することはないと考えて、何ら有効な手立てを講じないという愚だけは避けなければならない。

これまで中国は、西側諸国の宥和的な「関与政策」の下で西側の先進技術を強引な手法で窃取同然に取得し、今日の経済力を築き上げてきた。また地域に力の空白が生じたと見るや、それに乗じて力による現状変更を強引に行ってきた（フィリピンからの米軍撤退のスキを突いた九段線内の南シナ海の領域化と、すでに他国が実効支配している島嶼・岩礁の埋め立てと軍事基地化、周辺国の漁業の取り締まりと漁船の拿捕、漁民の抑留など）。さらにフィリピンがハーグの常設仲裁裁判所に訴えた裁判で「中国が主張する九段線には何の根拠も認められない」との判決が下されたにもかかわらず、それを無視して自らの態度、行動を何一つ改めようとせず、今なお強硬に既成事実を積み重ねつつあるなど、これまでの中国の動向を見れば、台湾への武力行使も辞さないと言明してはばからず、武力演習を繰り返す中国がおとなしく引き下がるとは思えない。国際社会のルールを無視してあからさまに自らの意思を貫こうとする中国の思惑を打ち砕くためには、もし武力による台湾併合を強行すれば、自らが被る被害・損失は耐え難いほど大きなものになることを、具体的に示す以外に方法がない。

#### ⑦ 中国の武力攻撃を抑止するための台湾の独立宣言と日米の承認及び集団的自衛権行使の予告

世界レベルではともかく中国周辺においては、すでに陸軍はもとよりミサイルをはじめ戦闘機や艦船の数量は人民解放軍が米軍を凌いでおり、米軍は通常兵器では互角に戦うことが難しいのではないかと見られている。たとえアメリカが勝利することがあるとしても、そこに至るまでの間に甚大な被害・損失を被ることは必至である。その場合、わが国も同様に多数の自衛隊員の命と大量の兵器を失うことになる（さらにロシアのウクライナ武力侵攻後一層緊密化している中露関係が中国の立場を利する可能性があることも考慮する必要がある）。

それが事実だとすれば、いよいよアメリカは中国が武力攻撃を思いとどまるように抑止力を最大限強化する必要がある。そのためには、米中・日中共同声明に謳っている「一つの中国論」は、台湾統一が平和裏に行われることを前提としたものであり、中国が台湾住民の総意を無視して武力で台湾統一を強行することを容認したものでないことを改めて明らかにするとともに、それにもかかわらず中国が武力行使に踏み切った場合には、日米両国は全力でこれに対処することを、予め中国に伝達すべきではないか。

中国が台湾の現状を容認し、平和裏に中台統一を進める限り台湾は自ら独立に向けて走り出すことはないし、日米両国も独立を支援することはない。しかし中国が武力演習にとど

まらず、実際に武力行使に踏み切る兆候が見えた瞬間台湾は独立を宣言し、日米両国は直ちにこれを承認して台湾を独立国家として対応するつもりであり、台湾政府の要請を受けて集団的自衛権を行使する（わが国は米軍とともに軍事攻撃する）ことになると予め中国に伝達することが最適ではないか、慎重にその是非を検討すべきである。

### ⑧ 中国の台湾武力攻撃に対する対応策

台湾が中華人民共和国の不可分の一部であるとの中国政府の主張を受け入れると、台湾に対する武力行使は国際法上内戦として正当化される。それを阻止しようとして他国が武力行使を行うためには、台湾住民に対する人権侵害を拠り所にするしかなく、その場合外国政府による武力行使を正当化するためには、国連安保理による「国際社会の平和と安全を維持する」ための行動であるとお墨付き（決議）を得る必要がある（現実には中国が拒否権を行使するため決議が成立する見込みはない）。もし安保理のお墨付きがないまま武力行使を断行すれば、中国はもとよりその同志国にとどまらず、国際世論の強い批判に晒されることは必至である。

この場合、国連安保理の決議の有無にかかわらずわが国は、憲法九条の制約から、単独では中国に対する武力攻撃に参加できない（台湾が中国から武力侵攻されたことを理由にわが国が中国を武力攻撃することは、わが国の自衛権行使にあたらぬ可能性が高い）が、アメリカとの集団的自衛権行使の要件を満たすとして参戦することはありうることはうえで述べたとおりである。

## (3) 尖閣諸島をかすめ取ろうとする中国の思惑

### ① 突如何の根拠もなく石油利権確保のため領有権を主張し始めた中国

1960年代末国連アジア極東委員会が東シナ海に石油埋蔵の可能性があると報告したことを受けて1971年6月に中華民国が、12月には中華人民共和国が突如尖閣諸島に対する領有を宣言した。

尖閣諸島（魚釣島、北小島、南小島、久場島などからなる）は、1895年日本が領有権を閣議決定し、古賀辰四郎に貸与した後、1932年古賀善次に払い下げたものである。

中国の領有権主張には歴史的経緯を見ても何の根拠も認められず、石油利権に目が眩んで一方的に主張しているにすぎない。しかし中国が同意しない限り尖閣諸島の帰属を常設仲裁裁判所で争い、裁判を通じて決着を図ることができないことは残念である。

1972年5月沖縄県の一部として日本に返還された尖閣諸島については、1973年9月の日中国交正常化の際の共同声明では触れないことで日中双方が了解した。その後1978年4月100隻超の中国漁船が大挙して尖閣諸島周辺の日本の領海内に侵入し、1992年中国政府は領海及び接続水域法に釣魚島を自国領に記載した。2012年9月日本政府が魚釣島などを国有化したことを契機に中国海警局の艦船が尖閣諸島周辺の日本の領海内に侵入を繰り返す、それが常態化して今日に至っている。日本政府は、その都度海上保安庁の巡視船が中国の艦船に対し直ちに領海外に出よう追跡活動を続けているのが実情である。

## ② 尖閣諸島の領有権はわが国にあることを明言するようアメリカと交渉すべき

アメリカは日本の独立後も沖縄をその施政下に置く中で、尖閣諸島の久米島と大正島を射撃場として利用していた。しかしアメリカは、その後も今日まで一貫して尖閣諸島には日米安全保障条約五条が適用されると言明しつつも、領有権については一切関与しないのがアメリカ政府の立場であるとの姿勢を崩していない。

沖縄の日本返還当時アメリカが尖閣諸島の日本の領有権について明確に言明しなかったのは、当時アメリカは中国に対して宥和政策をとっていたことが多分に影響したのではないかと（北方領土については、アメリカは当初からわが国の領有権を公に認めていた）。しかしその後国際情勢は大きく変化し、いまや中国はアメリカにとって自らの地位を揺るがしかねない最大の脅威を与える対立国となっており、日米が結束して対抗措置を講じていく必要に迫られている。このような状況の変化を考えれば、わが国としては粘り強くアメリカ政府に働きかけ、日米安全保障条約の適用にとどまらず、もう一歩進んで領有権は日本にあることをアメリカ政府が明言するように最大限の努力を傾注すべきである。

## ③ 万全の対策で尖閣諸島の領有権を守り抜く

今のところ尖閣諸島に対する中国の対応は、実効支配を既成事実化するための執拗な日本の領海内への侵入にとどまっている。しかしその内容は徐々にエスカレートする兆候も見られる。日本が足元を見られないためには、不慮の衝突を避けつつも毅然とした対応を取り続ける必要がある。

中国の出方は全面的に中国政府の手に委ねられており、今後どのように推移し、どのような事態が発生するのか、適確に見通すことは難しい。最悪の場合、ある日突然大量の漁船を仕立てて尖閣諸島に押しかけてくることもありうる。

このため日本政府としては、いつなんどきどのような事態が発生しても、瞬時に手ばかりなく対応できるように常時万全の備えをしておく必要がある。尖閣諸島を武力で中国にかすめ取られることは、単に東シナ海の小島を失うだけでなく、漁業権及び地下資源（石油）や広大な海域の領有権を失うことになる。

日本列島の中央部に起点を置く第二列島線を引き、自らの勢力圏拡大への野望を隠そうとしない中国の姿勢を見れば、尖閣諸島の強奪を奇貨として南西諸島、沖縄本島、奄美群島へと触手を伸ばしてくるおそれがある。現に沖縄はかつて中国王朝に朝貢していたこともあり、中国の中には沖縄は自国の領土の一部だったと考えているふしがあることを忘れてはいけない。

歴史的に何の根拠もない南シナ海の九段線さえ領有権を主張して島嶼などを埋め立てて軍事基地化し、ミサイルなどを配備して白昼堂々実力行使を続けている中国のことである。こと領土に関する限り、常識が通じる相手でないことを<sup>わきま</sup>弁えて対処する必要がある。

## ④ 中国が台湾有事の際に同時に尖閣諸島を攻撃する可能性

中国が最も早い段階で尖閣諸島に対する武力行使に踏み切る可能性があるとするれば、それは台湾有事の際に同時に尖閣諸島に武力侵攻することである。二正面作戦で日米の軍事力を分散させ、自らが優位に立つことは中国の作戦としては十分考えられる。

その場合米軍は、台湾を防衛することに手を取られ、尖閣諸島にまで手が回らないおそれがある。そもそもアメリカは、尖閣諸島には日米安保条約が適用されると言明しているが、それは尖閣諸島で紛争が発生した場合には必ず米軍が駆けつけることを意味しない。米軍が動くか否かの判断はあくまでアメリカ政府ひいてはアメリカ国民の意思にかかっており、日米安全保障条約の適用が即アメリカに尖閣諸島防衛を強制するわけでない。アメリカのいわばリップサービスにすぎないかもしれないものに惑わされ、過大な安心感を抱くことは避けなければいけない。

#### ⑤ 中国の実力行使には初動段階で出鼻をくじくことが極めて重要

中国が尖閣諸島をかすめ取ろうとする場合いきなり人民解放軍が出てくれば、日本としては自衛隊が対処することになる。しかしそれは、中国にとっても大きなリスクが伴う作戦である。そこで中国としては、いきなり武力行使に出るのではなく、段階的に事を進めることによって、できる限り自らのリスクを軽減しながら有利に事を運ぼうとする可能性がある。

まず手始めに大量の漁船が尖閣諸島に押しかけて来て大勢の漁民が上陸し尖閣諸島を占拠した場合に、スムーズに漁民を退去させて平穏に事態を收拾できなければ、中国に武力行使の口実を与え、一気に中国に有利な形勢になりかねない。そうなると状況は一変して日本の打つ手が後手に回り、尖閣諸島に居座る人民解放軍の排除にてこずるおそれがある。それを避けるためには、何としても初めの第一歩の段階で相手の出鼻をくじかなければならない。

#### ⑥ 中国の行動のエスカレートを防ぐには粘り強い対抗措置によるしかない

中国の行動は現在日本漁船を追跡してこれを領海外に退去させようとする範囲にとどまっており、漁船を拿捕し漁民を抑留する強硬措置を取るまでには至っていない。

しかしだからと言って漁船追跡という威圧行為を見過ごしていれば、中国がいずれ行動内容を一段と強め、日本漁船を拿捕するなどの行動に出るおそれが無きにしもあらず、である。それを防ぐためには、中国の艦船による追跡を阻止する必要があるが、その場合、日本漁船を追跡されただけで日本側に具体的な法益の侵害が生じていると言えるかと言えば、それは難しいのではないか。下手をすれば紛争が一挙にエスカレートすることになりかねない。そうだとすれば、手を緩めず粘り強くわが国の領海から中国艦船の退去を求め続けるしかないことになる。

#### ⑦ 日本の実効支配を確実なものにするための措置

現在日本が尖閣諸島周辺で取っている行動は、事態をエスカレートさせないようにしようとするあまり極力中国を刺激しないように心がけ、行動強化の口実を与えないようにすることを第一に最低限ギリギリの対応しか行っていない。

しかし、これでは一方的に中国ペースで事を運ばれるおそれがある。中国の主張には何の根拠もない、根も葉もない言いがかりにすぎないことを考えれば、日本の実効支配をより一層確実なものとするために、もう少し対応を強化することを考えてもよいのではないか。例えば中国が徐々に尖閣諸島周辺への領海侵犯を濃密化させて既成事実を積み上げようとしているように、わが国も中国を刺激しないように少しずつ実効支配を強化する措置を講じることを考えるべきではないか。その際、広く国際社会に向かって日本の主張の正当性を訴え、日本の主張、立場に対する国際社会の理解を深める必要があることは言うまでもない。

## 2 かつての勢力圏取り戻しを画策するロシアとの向き合い方

サンフランシスコ平和条約に署名・批准していないロシアとの間では未だ日露両国間の国境は確定しておらず、北方領土は今もロシアによる占領が続いている。安倍晋三政権による精力的な対露交渉にもかかわらず、北方領土返還交渉は一步も前進しなかった。さらに2022年2月のロシアのウクライナ侵攻に対し日本政府がロシアを強く非難し、包括的な経済制裁を実施したことから、ロシアは日露平和条約交渉を中断した。当面、日露関係が改善する兆しはない。

ウクライナへの一方的な軍事侵攻にみられるように、プーチン大統領の下でより一層権威主義体制を固めつつあるロシアは、かつてのソ連時代の大国としての栄光の再現を夢見て失われた勢力圏を強権的に取り戻そうとしており、その動向には片時も警戒を怠ることができない。加えてウクライナ侵攻後、中露の軍事的連携が進展しており、ロシア軍と中国軍は日本周辺の空海域において連携した行動を強めている。

今回のウクライナとの武力衝突がどのような形で決着しようとも、ロシア国内の政治・経済・社会体制がリベラルなものに転換するときが来るまでは、安易に経済交流を再開してロシアの勢力拡大に手を貸すような愚は避けるべきである。資源小国のわが国にとってロシアからの石油及び天然ガスの輸入を拡大できないことは手痛い止むを得ない。むしろ西側諸国が一致協力してかつての封じ込め政策を再び実施し、ロシアの体制転換を内部から促すことに全力を挙げるべきである。

## 3 竹島を実効支配する韓国との向き合い方

韓国が不法占拠している竹島は、江戸時代初期に幕府が許可して以来日本人が漁猟に従事してきた島嶼であり、竹島の日本の領有権は江戸時代に確立していたことは明らかである。韓国が竹島領有の根拠とする古文書や古地図は、いずれも記述内容が不正確・曖昧で領有権の根拠を示すものではない。

1905年明治政府は閣議決定によって竹島を島根県に編入した。1951年サンフランシスコ平和条約は、日本が朝鮮の独立を承認し、済州島、巨文島及び鬱陵島（竹島の北東88km）を放棄すべきことを規定したが、その中には竹島は含まれていなかった。1952年李承晩大統領が一方的に李承晩ラインを設定し、竹島を韓国の領土に取り込んだ。こうして韓国による竹島の不法占拠が始まったが、その後韓国は警備隊員を常駐させ、宿舎、監視所、灯台、接岸施設を整備し現在に至っている。

これまで日本は、二度にわたり韓国に対し国際司法裁判所に竹島の領有権をめぐる紛争を付託することを提案した。しかし韓国はいずれも拒否した。

竹島の領有権に対する韓国の主張には何の根拠もなく、不法占拠していることは紛れもない事実である。しかし日韓両国が同意しない限り日韓の主張の食い違いを国際司法裁判所が公正・公平に裁くことができない現状では、日本の主張を押し通そうとすれば、取りうる手段は武力行使以外にない。しかしそれはあまりにもリスクが大きく、国内はもとより国際的にも理解と支持が得られないのではないか。それはまたわが国が戦後一貫して堅持してきた武力に頼らず、平和主義に徹するという基本方針を自ら破ることになる。

ここは隠忍自重して韓国が新たな行動に出た場合には間髪を入れず厳重に抗議するとともに、長期戦を覚悟のうえで粘り強く領有権を取り戻す努力を着実に積み重ねるしかないのではないか。

#### 4 貧困の中で軍事大国化をめざす北朝鮮との向き合い方

国家の安定を毀損する動きにつながるおそれがあれば、たとえ身内でも平気で殺害して抹殺する。あるいは朝鮮戦争に自ら進んで参戦して国の滅亡を救ってくれた中国であっても、その行為が国の安定を損なうことにつながるおそれがあれば、中国の動きをけん制し、あるいは排除することを厭わない北朝鮮の、国のトップにあらゆる権限を集中する独裁体制（唯一的領導による神格化）が近い将来転覆するとは考えにくい。

国民は極度の貧困状態に陥っているとはいえ、非合法的な手段や制裁逃れのあらゆる手法を用いて何とかギリギリの経済状況に耐えている北朝鮮の現状を見ると、国連決議に基づき強力な経済制裁を課してもその効果が十分効いていないことは明らかである。これを見ても、外部の圧力で政権の転覆及び国内体制の転換を図ることは難しいと思われる。

さらにこれまでの日米中露韓朝による六ヶ国協議やトランプ政権における米朝のトップ交渉によっても事態の打開に向けて一步も前進できなかったことを考えると、交渉や協議を通じて局面の打開を図ることはほとんど不可能に近い。現体制の存続を保障しない限り北朝鮮が交渉・協議のテーブルに着くことがありえず、現体制が存続する限り核を手放さないと明言していることを考えれば、力でねじ伏せない限り北朝鮮を国際社会が容認できる状況に持ち込むことはできないのではないか。

そうだとすれば、制裁逃れの抜け道を極力塞ぎつつ、現在の不安定で危険な状況が継続することはやむを得ないと諦めて、北朝鮮が軍事力で韓国に突然攻め込むことがないように

米韓が力を誇示してその意思をくじき、抑え込む以外に当面取りうる道はないように思われる。

北朝鮮の核・ミサイル開発は、わが国の安全保障上の重大かつ差し迫った脅威である。万一朝鮮半島が有事の事態に直面した場合には、直ちにわが国も紛争あるいは戦争に巻き込まれることを覚悟する必要がある。米軍の後方支援基地が日本国内に存在し、日本の基地から米軍が直接武力攻撃を行うことが避けられない以上、わが国自体の対応いかんにかかわらず、北朝鮮が直接わが国を叩こうとすることは避けられない。その場合わが国自体北朝鮮の核・ミサイルの攻撃対象になることは必至であり、それを前提に防衛策を練る必要がある。

「再び日本の安全保障を考える」検討会メンバー

江利川 毅	医療科学研究所理事長
工藤 裕子	中央大学法学部教授
神野 直彦	東京大学名誉教授
橋本 昌	前茨城県知事
原田 豊彦	元日本放送協会理事
増原 義剛	元衆議院議員
松本 博	(株)松本代表取締役
宮崎 達彦	弁護士
(座長) 森元 恒雄	元参議院議員
渡壁 誠	国際観光ビジネス協会理事長